

平成 29 年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成 29 年 12 月 13 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 29 年 12 月 13 日 午前 8 時 57 分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
 1. 陳情第 6 号 桜ヶ丘ハイツ櫛ヶ丘地区内における大規模太陽光発電施設の計画について
 2. 付託案件
 - 議案第 64 号 可児市土地改良事業等に関する分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 65 号 可児市観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定について
 - 議案第 66 号 可児駅東西自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について
 - 議案第 69 号 指定管理者の指定について
 - 議案第 72 号 市道路線の廃止について
 - 議案第 73 号 市道路線の認定について
 3. 報告事項
 - (1) 可児市水道整備基本計画の改訂について
 - (2) 新法 地域未来投資促進法による条例改正（案）について
 - (3) リニア中央新幹線の進捗状況について
 - (4) 可児市空家等対策計画（案）に係るパブリックコメントの結果及び計画の確定・公表について
 - (5) 可児市市営住宅管理条例の一部改正について
 4. 協議事項
 - (1) 議会報告会での意見の取り扱いについて
次回の議会報告会のテーマについて
 5. その他
5. 出席委員 （7名）

委 員 長	高 木 将 延	副 委 員 長	野 呂 和 久
委 員	伊 藤 健 二	委 員	川 上 文 浩
委 員	酒 井 正 司	委 員	渡 辺 仁 美
委 員	大 平 伸 二		
6. 欠席委員 なし

7. 参考人

陳情者	齊藤千勝
陳情者	齊藤隆穂
陳情者	布谷栄康

8. 説明のため出席した者の職氏名

観光経済部長	渡辺達也	市民部長	吉田隆司
建設部長	三好英隆	水道部長	丹羽克爾
市民部参事	村瀬雅也	経済政策課長	高井美樹
観光交流課長	坪内豊	人づくり課長	遠藤文彦
都市計画課長	田上元一	都市整備課長	佐合清吾
施設住宅課長	吉田順彦	上下水道料金課長	長瀬繁生
水道課長	古山秀晃	建築指導課長	渡辺聡
土木課長	伊藤利高	管理用地課長	田中正規
環境課 環境保全係長	木村雄大		

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	渡辺ちえ	議会事務局 書記	林桂太郎
-------------	------	-------------	------

○委員長（高木将延君） 皆さん、おはようございます。

定刻前ではございますが、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

本日の委員会には、傍聴を希望される方がお見えでございます。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

まず、陳情第6号 桜ヶ丘ハイツ櫻ヶ丘地区内における大規模太陽光発電施設の計画についてを議題といたします。

本日は、平成29年11月30日開催の建設市民委員会で承認いただいたとおり、陳情審査のために陳情者の齊藤千勝さん、斉藤隆穂さん、布谷栄康さんに参考人として御出席いただきました。

参考人の方に一言御挨拶申し上げます。

本日は、本委員会のために御出席いただき、ありがとうございます。忌憚のない御意見を述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、この後10分以内を目安に御意見を述べていただいた後、委員より質疑させていただきますので、お答えいただきますようお願いいたします。

なお、念のために申し上げますが、参考人の方は委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。また、参考人の方は委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、参考人の方の御意見をお伺いします。

○参考人（齊藤千勝君） 本日は、このような場所を設けていただき、ありがとうございます。

本題に入る前に、一言述べさせていただきたいことがあります。

皆さんは可児市の生まれ育ちでしょうか。私自身は関東の生まれ育ちで、仕事で名古屋市に出てきて29年、環境のよいところと言われ、実際によかったのも、ここ、桜ヶ丘に住むことにしました。以来26年間は、ここは私の眠るところであって、本当のよさはわかりませんでした。その当時にわかったのは、水道代が多治見市より高いとか、住民税が名古屋市より高いとかということぐらいでした。3年前の1月から可児郡八十八カ所めぐりを始めてから、ここのよさが少しずつ理解でき、私はここがふるさととなっています。

ここのそれぞれの地域の地名が何なのか、そこにはどういう名字の方が住んでいるのか、大もとのうちはどこなのか、昔の道・川はどこを流れてどういうふうに通じていたのか、学校はどこにあったのか、どんな祭りや行事をして過ごしてきたのか、何も知りませんでした。したがって、最初は、弘法堂を訪ねても戸が閉まっていた中が見えないお堂もたくさんあり、そこがどう運営されているかもわかりませんでした。教えてくださったのは、皆、地元の方でした。仕事をやめて一緒に歩いて場所を教えてもらうことも間々あり、また家に帰る道順もわからなくなって家まで車で送っていただいたことも間々ありました。見ず知らずの者を

大切にしてくださる心の方がここにはたくさんいるのだと肌で感じました。

ここ、桜ヶ丘ハイツとその周辺は、希少生物の宝庫と言われています。低層湿原には珍しい生物がいると聞いています。歴史的にも、星見台には 12 の古墳があるのだとか、ここ、桜ヶ丘ハイツ地区も窯跡が多数あり、ことしの初めにも新たに開発途中で見つかっています。また、慶光天皇にまつわる伝説・伝承の地も多く残っています。神社の祭りも年中行事も、何とか地元の方々の努力で続いています。ここは私のふるさとにぴったりのところですよ。

誰かが言いました。ふるさとへの山に向かいて言うことなし、ふるさとの山はありがたきかな。そうです、ふるさととはお金にかえがたい存在なのです、ふるさととはお金で買えないものなのです。そのふるさとが、ここ、可児市にはまだ残っているのです。ということが前段です。

これから本題に入ります。

ここ、桜ヶ丘地区は、建設省のHOPE計画というものが出されて、私たちはそのHOPE計画のよさに共感し、不便は置いて桜ヶ丘に住みました。HOPE計画とは、地域の特性を生かしたまちづくりや住まいづくりを推進する住宅計画で、建設省の補助事業として1983年(昭和58年)から始まりました。建設省が送る手づくり郷土賞を受賞したとも言われています。桜ヶ丘ハイツは、良好な自然環境の保全と質の高い住宅都市づくりを提唱した建設省のHOPE計画に基づいています。

可児市の都市計画でも、桜ヶ丘地区を含む桜ヶ丘地区の位置づけとして、緑と心が触れ合い、ゆとりや潤いのある落ちつきを感じる低層戸建て住宅のまち、自然豊かで住み続けることができる魅力的なまちを目指していると言われています。

こうした中で、今回の大規模な太陽光発電施設の計画が出されました。太陽光発電そのものは、再生可能エネルギーですので、否定はしません。まず、もしこれを推進するとするならば、緑には手をつけず、まずは現有建物の屋根など緑の土地を減らさず実施できることを優先的に上げて、それらからまず問題点を洗い出し、設置者、周辺住民や環境評価を踏まえて取り組むべきではないかと思えます。

また、現実には多くの太陽光発電に関する問題が出ています。反射光のまぶしさ、周辺の気温の上昇。緑を切り開き、平面に太陽光パネルを設置しますので、太陽光に使われる以外は、皆、大地に吸収できません。その変換効率が20%台と言われていますので、残り80%はどこかに放出されることになります。

また、パワーコンディショナーとかから発生する高周波の電磁波の電波障害とその健康への影響の懸念、山を切り開くことで土砂災害の危険と動物の生息環境の悪化。今、桜ヶ丘ハイツ内でイノシシの出没が顕著で問題となっています。それは、株式会社バロー関連の物流センターやチルドセンターの設置とか日本特殊陶業を初めとする自動車関連工場の建設で、山林が急速に、極度に減少しているのではないかと皆が心配しています。

太陽光発電に関して言えば、設置に関し、設置工事基準があるとも思えず、実施されたものを見ると、素人でもこんな工事で大丈夫なのかと不安を抱く工事例が目立ちます。

山を切り開き、地下を含む水系の変化による希少生物の生息地の破壊。この問題に関しては、過日、可児市の環境課を訪ねて確認したら、守られています、守らせていますという明確な回答をいただいておりますが、ことしの夏、公民館に来られた方が、去年まで咲いていたリンドウがことしは咲かなかった、上流から水が供給できなくなったのではないかと断言していました。緑がなくなり、白い無機質の反射板が並ぶので、日本人がこれまで培ってきた美意識、景観がなくなるのではないかと懸念されています。

次に、建築物と扱うので規制ができないというのは誰に対しての言葉でしょうか。市としては2つの面から対応すべきと考えます。

1つは、ここは住宅地であるということ。住宅地に大規模施設、建築物でもないですが、営業用の発電施設をつくるというのは住宅地にはあってはならないのではないかと考えています。ゆえに許可をしてほしくないと。

2つ目は、陳情書に記載の安全・安心で良好な住環境保全のための法整備を行ってほしい。それで、これは希望というか要望ですが、もし今後業者が撤退するようになり、住宅地としての開発の見通しもまたつかなくなったときは、その土地を自然公園化して、国民、県民、市民の憩いの場としていただきたい。形態は、国定公園でも、県立自然公園でも、市の公園でも、何でもよいです。建設費を安価に、維持費も安価に人口減少・高齢化社会対応型公園の設置を望みます。

幸い、この周辺には、美濃富士（浅間山）、久々利の歴史的、伝統的、伝説的遺跡がたくさんあります。また、浅間山麓には、貴重な動植物がたくさんいます。柿下の潮音寺裏山にはカタクリやミカワバイケイソウがおり、ギフチョウも飛びます。その奥の山が開発されれば、水が供給されず、これらも消滅の危機があります。そこで、浅間山麓一帯を自然公園化することを望みます。久々利、柿下と大森、奥山一帯で、可児市の代表的植物のほとんどがこの地域にあることも踏まえ、視野を大きく広げて、これこそ地域振興の面からも自然公園化は有効な一案と考えます。

H O P E 計画について、当時、建設省住宅局住宅建設課課長補佐 松野仁様が言っています。地域の住宅文化を伝統的に支えてきた地域の木材や河原などの資材の活用により、あわせて地域経済の活性化も図ろうというものでと言いました。知恵を使えば、必ずや地域の伝統を守り、他の場所と差別化もでき、観光資源化、地域活性化が実現できるものと考えます。以上です。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

それでは、参考人の方に対する質疑を行います。

意見のある委員の方はおられますでしょうか。

○参考人（布谷栄康君） 済みません、1つ補足ですけど。

○委員長（高木将延君） わかりました。

○参考人（布谷栄康君） 要望項目に2点書いてございますけれど、もともと電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正は固定価格買取制度に着目して、

いわゆる事業計画とかメンテナンスの強化というのを盛り込んであるわけですね。それから環境影響評価法は、太陽光発電事業は対象になっていないですね。第1種事業、第2種事業で、火力発電とか風力発電とかそういうものは対象になっていますけど。ですから、環境影響評価法で対象になっていない太陽光発電については、条例で独自にそういう規制する何らかの要綱とか条例を設置することができるはずですよ。罰則規定は設けなくても、義務規定でできると思うんですよ。

だから、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法は固定価格買取制度ですから、ちょっとこれはなじまないかなあと思うんですけど、まず根本には法の規制をというか、そういうものをちょっとお願いしたいということと、条例とか要綱で独自に何か、第1種住居専用地域は対象地域から外すとか、そういう義務規定的なものを設けられないかということでの要望項目ですので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

委員の皆様、質疑はよろしいでしょうか。

○委員（酒井正司君） 思いはよくわかっていますし、同感できるところもありますが、ただ壁は個人の所有だという主権への制限であり、何らかの形での働きかけということになるんですが、その辺の主権、個人の所有ということに関してのお考えは何かございましょうか。

○参考人（齊藤千勝君） 可児市の山林は、多くが個人の所有の土地または組合の所有の土地になっていると思います。余り市の所有とか国の所有は少ないんじゃないかと。今回対象になっているところの土地も、お金を払って買ったというふうなことを口頭では聞いておりますが、実際に領収書を見ているわけではありませんので、ただ登記は済んでいないとかというふうにはお聞きしました。

私としては、ここを公園化にするということは、買い上げてほしいと、自治体、国を含めて。幸い愛知県は大村知事ですので、話し合いに応じてくれるんじゃないかと私は期待をかけているのですが、その花フェスタ記念公園は自然公園ではありませんので、ここには自然公園はすぐのところにはないと思います。自然公園、できるだけ金をかけないで自然とか歴史的な経緯、環境を残すといったようにするには、買い上げるか借地するかという方法になるかと思いますが、そのような選択肢を考えています。以上です。

○委員長（高木将延君） そのほかはよろしかったでしょうか。

○委員（伊藤健二君） ちょっとお尋ねします。

前段のお話も後段の最初に言われた内容と連動しているんだと思います。いわゆる自然景観を含めて自然を大切にしてほしいと。それが特に住居周辺に、住居地も含めて、その自然を守ることがそこに住む人の、憲法概念でいえば第13条ですよ、幸福追求権にも及ぶんじゃないかという御提起だったと思うんです。

それで、ただこの要望項目の、陳情の記述の1、2には、直接的にはそこは触れられていないんですが、お話としては自然公園化を目指して努力してほしいという話がありました。もうちょっと具体的に入り込むと、この自然公園化を目指した取り組みということで、具体

的には可児市議会にどのような内容を期待し、あるいは目指してほしいということで要請されているのか。ちょっと具体的な、そういう促進条例か何かそういうことをしろというのか、運動を起こせと言っているのか、要するに何を期待してみえるか。

議会は合議体ですので、もし事を議会ということで議決しようとするれば決議が要るわけですね、一つの決めをしないとイケない。個々には、議員は市民から選ばれた政治家ですので、個々の行動は、それはその本人が市民と向き合って誠実に自己決定をすればいい話であるんですが、そのことじゃなくて、今前段で言った議会として何を期待されているかということについて、何かお考えがあればお聞かせください。

○参考人（齊藤千勝君） お答えします。

自然公園化ということを出した中には2つ意味がありまして、1つは、今のような太陽光発電とか住環境以外のものをそこにつくるようなことになるんだったら、その土地を買い上げて、そのようにならないようにしてほしいということが1点ですね。

もう一つは、じゃあ住環境ができればほかはいいのかということ、そうではなくて、ここの樗ヶ丘でいえば、そこには希少生物があると。これは環境省の重要地域になっているんですね、その大森は。生物多様性の観点から見た重要度の高い湿地ということで、平成28年4月に環境省自然環境局自然環境計画課という資料がありまして、その274番に、東濃・中濃地域湿地群ですね、場所は、都道府県、岐阜県、市町村は、土岐市、中津川市、恵那市、瑞浪市、可児郡御嵩町、可児市、多治見市、関市、各務原市などなっていて、湧水湿地、水が湧き出る湿地ということで、ここに東濃地域湧水湿地群湿原植生として大森湿地群というふうに明確に書かれています。要するに、環境省としてもそういうふうに見ている場所です。これがまず1点ですね。

もう一点、可児市が指定している希少生物として、柿下の潮音寺の裏山のミカワバイケイソウがありますね。あれは可児市が指定している保護しなければいけない植物となっています。そこには、鳩吹山のような公園みたいなところじゃなくて、本当に素朴にカタクリが花を咲かせます。その上が実は樗ヶ丘の地区なんですね。あれを開発しちゃうと、みんなが心配しているのは、水が供給されなくなっちゃうんじゃないかと。その生物、植物と同時に、そこはギフチョウも飛ぶというふうに聞いています。そういったところを住宅地にするにしても守ってほしいということです。以上です。

○委員（川上文浩君） 何か自然公園の話ばかりにちょっと行っちゃっているのでもともとのじゃあ樗ヶ丘をどうするかという議論からちょっとずれてしまっているのかなあというふうに思います。議論というか質疑なのであれですけども、自然公園はたしか国・県の指定で、市はなかなかその指定にかかわることは難しいんじゃないかなあというふうに、私もちょっと、認識不足だったら済みませんけれども、市から働きかけることはできるかもしれませんが、やはり国・県の指定ということで、非常にハードルは高いものがあるんじゃないかなあというふうに思うところと、ちょっと一転、そこから外させてください、質問。

今度、これを陳情で出されたわけですけども、樗ヶ丘は第1種低層住居専用地域がかか

っているというところで、そこにまた自然公園という、またちょっと別の議論になるので、それは入れませんけれども、環境保全の問題ですとか、あとは景観上、それから周囲の調和、第1種低層住居専用地域という部分もあって、この太陽光発電についてはということの話だったと。

今、隣では土砂採取ということで、これはずうっと我々の委員会も1年以上チェックをしてやっているわけです。非常に厳しい状況です、お隣のところもですね。それで、あの場所というのは、元来いろいろな計画が出てきては地元の反対によってなかなかうまくいってなかったということで現状になってのことで、もともとはもともとあった会社が倒産したということが大きな問題になったわけですね。今、第1種低層住居専用地域という部分があるんですけど、非常にやはりこの経済状況とか今の建築の部分を見て非常に開発は厳しいというような流れで、先ほどからあるように、全て個人の持ち物になっているというところなんです。今突然自然公園という話も出たわけですが、やはりそう簡単にいく話ではなくて、それよりもやはり今ある櫻ヶ丘のこの計画というものは、基本的に可児市でいうとひっかかってくる条例というものは可児市市民参画と協働のまちづくり条例ということになってきます。

その可児市市民参画と協働のまちづくり条例にのっとって開発が進められると許可せざるを得ないというような状況の中で、ここにもあるように、市によってガイドラインを持つとか、太陽光発電施設の立地規制とか調和とかとなってくると、これはそこだけではなくて全体に網をかけるという可児市中の話になってきます。これは可児市の条例ですので、そこだけにかけるというわけにはいきませんが、そういった中で、可児市全体のそういった流れを見たときに皆さん方はどう思われるのかなあというふうに。

今は地域の方なのでそのことを中心におっしゃっていますが、全体的にじゃあこの開発ですとか太陽光の設置、当然今近くのところでもあるように、ちょっとどうかなあというように、これはもう少ししっかりやらないと災害にちょっと厳しいんじゃないかなあということ、そこでガイドラインとかいろいろないもんですから、各市長会でもいろんな問題が出ているようですけども、可児市全体としてその開発についてどのように考えてみえるかということをお聞きしたいと思います。

○参考人（布谷栄康君） お答えします。

今、まず前段の太陽光パネルの無秩序な開発状況というのは可児市だけでなく、いろいろ調べました。具体的に言いますと、大きな影響としましては、鬼怒川水害という大規模な水害がありましたね。あれは、上流で太陽光発電事業者が自然堤防を掘削してあのような甚大な被害につながったという、そういうことも言われています。2番目に、群馬県伊勢崎市で突風により太陽光パネルが200枚はがれました。これは、突風といえども、やっぱり基盤が弱かったのではないかというふうに言われています。3番目に、八ヶ岳山麓におけます無秩序な太陽光パネルが今設置されていまして、もう景観が一変してしまいました。こういうような景観が次々と破壊されているということが全国津々浦々で、その影響があらわれて深刻な状況となっています。

先ほど、各家庭、家屋についています太陽光パネル、そこまでも対象とするのではなくて、一定の規模以上、大規模ソーラーよりも少し手前の事業活動用に設置されたこの辺に今分散している太陽光パネル、ああいうものも包含した何らかの規制をする指導要綱とか条例というものを検討いただくとありがたいというふうに思っています。

自治体でいわゆる罰金とか過料、こういうものを盛り込むというのは、いわゆる上位の法規制がないとなかなか難しいと思うんですけど、義務規定でやっている条例というのはあちこちの自治体でいっぱいありますので、そういうことも参考にさせていただいて、市のほうで何とか条例とか要綱の制定に向けて努力していただきたいと。これ以上緑をなくして景観を壊さないように、よりよい住環境を維持していただきたいというのが思いでございます。

○参考人（齊藤千勝君） 関連でもう一件述べさせていただきます。

まず、この発電事業というか、要するに売電を目的とした発電ですね、自宅で使うものじゃなくて営業上の発電というふうに見ていただければいいかと思います。

そういった意味で見ると、日本は今電力が不足している状態ではないということですね。これは管轄としては経済産業省になるのかわかりませんが、国の政策として電気は不足していないと、余っているのではないかと。揚水発電といって、夜間に水をくみ上げて日中の需要の大きいときに発電する揚水発電という設備は今稼働していないんだそうですね。それぐらい余っていると。原子力が大して動いていない状態にもかかわらず、余っていると。それから、さらに国レベルでいいますと、どんどん省エネルギー機器が新しく開発されてきて、総電気量そのものがどんどん減るのではないかと。トヨタ自動車なんかは、自分のところでソーラーを工場に設置して電力を賄おうとか、そういう計画もあるようです。という、そもそもこれ以上発電を推奨するような環境にはまざらないのではないかと。そういうふうなことを見通した何か行政を可児市としても考えてもらいたいと、一つはですね。

もう一つは、今回、櫻ヶ丘という地区ですが、先ほど櫻ヶ丘の方が書面を集めて名古屋市の今計画している事業者のところに行って説明をしたところ、もう決めたよとかというふうなことを言われたそうですが、それはちょっとさておいて、今回これを認めると、次々とあそこに、櫻ヶ丘に太陽光の発電ができるとか、太陽光じゃなくても類似のものがどんどんできて住宅地として成り立たない状態になるのではないかと。住宅地としての地価が下落するだけじゃなくて、もうソーラー発電工場になっちゃうんじゃないかと。多くの人がそれを非常に懸念しています。ですから、今回、この大規模ソーラー発電をやっぱり我々としては承服しがたいと。

残念なことに、業者からこの話が出たのが去年の平成 28 年 10 月とこの前の議会の傍聴のときに聞きました。それから、可児市としてはその説明を住民に説明してくださいとそのときに多分答えたんですね、こういう計画に対して。その 1 回目の説明がことしの平成 29 年 7 月 28 日にされたわけですね、約 8 カ月か 9 カ月後にね。そういう経緯があったりして、この非常に間際にこういうふうな場所を設けていただくようなことになってしまいましたが、一番懸念していることは、これがとめられないんだったら次もこのようなものができてしま

うんではないかと非常に懸念しております。以上です。

○委員（川上文浩君） もう一点なんですけれども、今、その計画がある隣で砂利採取しているのを御存じですね。あれをどう思われますかね。どなたでも結構です。

○参考人（齊藤千勝君） じゃあ、引き続き。

実は私、あそこが木が切り出された状態のときに行ってみました。ことしの初め、平成29年2月からたしか窯跡があるということで文化財課の発掘調査を始めて、4月までかかってやりました。その時点では、ここに住宅地ができるんじゃないかなあというふうに思っております。現在はどうかというと、あの砂利を搬出している状態を見ますと、住宅地はもう考えられていないんじゃないかと。

それから、先ほどの希少生物のところまで切り開いた後の土がもう押し寄せています。これでは、やはりとてもじゃないけど守れない。誰が守ればいいのかといったこともあって、私はことし、先ほど言った環境課のほうにこれが守れているんですかというふうに確認させていただきましたら、女性の方が、守れていますと、守らせていますというふうに明確に言われたんですが、先ほど述べたように、ことしはリンドウが咲かなかったよと、私が公民館でパネル展というのをやっていたら、そのようなことを言われました。以上です。

○委員（川上文浩君） 我々もずうっと、現場も何度も視察に行って、業者とも渡り合っているわけなんですけれども、それがやはり法律の上、県の許認可もありますけれども、それはとめられないというのが現実なんです。我々も鋭意、いまだにあの場所というのはこの委員会の所管事務事項ですので、チェックをし、大森湿地にも行って、あのトンボも見たりチェックをしてきたわけです。ただあれは個人の持ち物で、守りますとおっしゃっても、なかなか御存じのような業者ですので、ここであえてどういう人かは言いませんけれども、到底もう我々は、逆に言うと、法律にのっとってやっていて何を邪魔するのかということになってくるわけですね。

やはりそこで必要なのがいろんな整備だとは思いますが、やはりあの状況というのは最悪の状況なので、ああはしたくはないなあというのは私はありますけれども、そういった意味でも、あの地域が個人の持ち物であって、そういったところにブレーキをかけるというのは非常に高いハードルがあって、逆にこういった形でいろんな開発がとめられると、業者は砂利だけ取ってそのまま逃げていくというパターンが太陽光発電よりもたくさん見受けられるというのが、今、いろんな各地で、私もいろんな議会とか市町村に行って見ますけれども、これもやられたらもう最悪ですよということところが非常に多くて、そこをやはり我々としても調査していかなくちゃいけないのかなあというところがありますので、そういったことで今聞かせていただきました。

○参考人（齊藤千勝君） ありがとうございます。

あそこの今の無秩序というか、土砂を搬出しているところは、その利用目的は住宅地ということで申請が出ているんでしょうか。

たしか住宅地の土地の区画の案があったと思うんですね。たしかそういうのを見たことが

あるんですが、あそこにこういうふうに住宅地の区画をつくると。それで、それと照合して、今やっている土砂の搬出はどういう関係にあるのかというのはチェックできないんでしょうか。

○委員長（高木将延君） 参考人に申し上げます。

済みません、参考人の方から委員のほうへの質疑はできませんので御了承ください。

○参考人（齊藤千勝君） 失礼しました。

○参考人（齊藤隆穂君） 桜ヶ丘7丁目に住む齊藤といいますけれども、36年前に大阪府から今のところに引っ越してきたんですけれども、大阪府から来たときは夏でもエアコンが夜は要らなかったんですね。いつのころからか、夜にエアコンをかけないと寝られないような気候の状況になってきています。それだけが原因じゃないかと思えますけど、やはり緑がなくなってきたというのも影響しているんじゃないかなあと思うんです。

最近、いろいろなところに行きますと、前提として原子力発電は私は反対なので、自然エネルギーのソーラー発電というのを私は基本的には否定するものではないんですけれども、緑を引っ剥がしてこういうソーラー発電がどんどん今できているんですね。一般の市民感覚からすると、かなり皆さんもこの問題はちょっと問題だなあというふうに捉えていらっしゃる、署名活動をするときにその辺のことをお聞きしましたら。今この状態で、この後、5年後、10年後、15年後に業者と地権者だけのいわゆる経済的な考えからどんどんどんどんこういう状態ができていってしまうと、どうなるんだろうという不安感を覚えるわけです。一市民がそう思っている、そのことに歯どめをかけるということは難しいので、やはりこの選良である、市民の代表である市議会あるいは自治体、そこで問題があれば県・国に働きかけるということをして、この問題にちょっと歯どめをかけないと、野放しの状態を続けていんだらうかというふうに思うわけです。

きょう、こういう機会を凶らずもいただいたので、その辺の市民感覚からいいんですかということ私としては訴えたいなあということで参りました。よろしくお願いします。

○委員（大平伸二君） どうも御苦労さまです。

本当に思いはよくわかりました。しかし、今回の陳情の内容を今いろいろ御説明いただいた中で、あそこの開発自体をさせるなということの陳情なのですが、太陽光パネルの設置だけを開発させるなという、何かお話を聞いていると全ての開発を自然公園にきなさいという持っていき方の御説明を受けたように聞いたんですが、その辺だけはちょっと明確にしたいと思うんですけれども、いかがですか。

○参考人（齊藤千勝君） 説明がうまく伝わらなかったのではないかと、大変失礼しました。

櫻ヶ丘地区は、もともと住宅地として予定された場所です。ですから、住宅地としての開発を云々するものではありません。住宅地として開発するにしても、今言った希少植物、生物は、当然その住宅地の中で保護されるべきというふうに考えております。ですから、住宅地にならないんだったら自然公園化はいかがですかというふうに提案したつもりでおります。

よろしくお願ひいたします。

○委員（渡辺仁美君） ありがとうございます。

私は、再生可能エネルギーについては、今はもう既に国民的議論が必要なときに来ているという、そういう観点と、もう一つ、環境については、私は藤前干潟の保全に深くかかりましたので、そういう立場から、そういうことをベースに持っているということからの、そこを置いておいていただいての質問ですけれども、端的な質問です。

まず、布谷さんにお尋ねします。

条例について、御希望の制定されるべき条例の切り口のポイントをひとつ教えてください。第1種低層住居専用地域であることを……。

○参考人（布谷栄康君） お答えします。

条例で盛り込むべき内容について、切り口というお尋ねでございますけど、1つは、先ほど申し上げましたように、環境影響評価法では太陽光発電事業は対象になっていないんですね。ほかの火力発電事業とか風力発電事業とかそういったものは対象になっています。ですから、まず法のほうで整備することが必要かと思えますけど、法で載っていないからということではなくて、法から漏れた太陽光発電事業については、やっぱり市の指導要綱なり条例のほうに盛り込んでいただきたいと。

それから、第1種低層住居専用地域というところに太陽光発電事業がかかわるといのはいかがなものかと思っていますので、やはり何らかのいわゆる設置する適地といいますか、ふさわしい土地といいますか、そういう意味での指導要綱の中へそういう規制の対象としていただくような盛り込み方ができないかという、2つの大きな切り口ということでお願いしたいと思います。

○委員（渡辺仁美君） じゃあ、齊藤さんに伺います。

自然公園化というその構想はきょう初めて出てきたので、ちょっとすばらしい構想だとは思いますが、先ほど愛知県の大村知事がとおっしゃったので、その買い取りを求める先が愛知県ということなんでしょうか。

○参考人（齊藤千勝君） 大村知事については、話し合いを持ちかけることができる知事ではないかというふうに個人的には感じています。突っぱねて、そんなことは対象外だというふうに言われる人ではないんじゃないかと。

それから、やはり広い地域を開発というか対象にしようとする、資金的にもいろいろな面で大変だと思いますので、少なくとも県を含めて考えて、この浅間山麓一帯を公園化するというふうな、そういうことを描いています。それだけの価値があるところだというふうに踏んでおります。以上です。

〔「岐阜県知事の間違いじゃないですか」の声あり〕

大変失礼しました。ここは岐阜県ですので岐阜県知事ですね、ごめんなさい。

○参考人（齊藤隆穂君） 先日、桜ヶ丘の公民館で行われた説明会に来られていた方から、住民の方ですけれども、桜ヶ丘から中央をずうっと通って桂ヶ丘まで行く道路の建設計画につ

いて質問されていた方がおられました。桂ヶ丘の住民の方は、子供の通学とかそういうことを考えて、中央通りを早くつくってほしいというような御意見をおっしゃっていたんですけども、あそこにソーラーパネルがどーんとできてしまうと、その道路計画というのにも影響を与えるとすれば、市としては無関心でいいのかなあという気もしましたので、その辺のところもちょっときょうお話ししたいと思っていました。以上です。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

○委員（渡辺仁美君） もう一点、齊藤さんに伺います。

今、リニア中央新幹線が開通します。そして、大平、大萱、久々利地区は、きのうも住民説明会がありましたけれども、本当に自然の宝庫のようなすばらしいところで、それに対するやはり国民の福祉・利益が優先されるということで、住民の方たちはそれを受け入れようと努力をされていらっしゃる御様子でした。

そういった全体のことも含め、また先日、桂ヶ丘の若い方とこの太陽光パネル設置について少し話をする機会がありまして、その方たちはこのようにおっしゃっていました。浅間山の麓を何十年か前に切り開いて私たちが移り住んできたこと自体が既に自然破壊ではないかと。そこまで考えてしまうと、自分たちの子供のことも考え、環境保全とそういった開発との関係はどういったことなんだろうととても悩んでしまう。それで太陽光パネルについてはというような、そんなお考えを述べられました。

そういったことについて、齊藤さんはどのように。以前も私は齊藤さんともお話しして、大変自然とか種の保存とかに非常に詳しい方なので、御見識の深い方と思っておりますので、ぜひちょっと御意見を伺いたいです。

○参考人（齊藤千勝君） 2点の質問にお答えします。

まず、リニア中央新幹線の件です。

もうリニアは今工事が始まってしまっているところが圧倒的に多いわけですね。最近では、それに関連して、談合をやっているのではないかとかというふうなことが叫ばれるぐらいです。

このリニア中央新幹線の問題は、リニア中央新幹線を通してはいかんというふうなことは今の時点では難しいと思います。ただ、リニア中央新幹線の走る位置を検討してもらうということは可能ではないかと。今、大萱地区は、地上に出て大きなドームの中を……。

○委員長（高木将延君） 齊藤さん、済みません。

今回、太陽光発電施設の件ですので、そちらに絞られていただきます。質問を、ごめんなさい、今のお話……。

○委員（渡辺仁美君） 済みません。それも含めた環境保全と開発との、総論的に、個別の各論ではなく、済みません。

○参考人（齊藤千勝君） じゃあ、一つの問題としてお答えさせていただきます。

何をするにも、土地を変形させたりするということは、もう利害が伴うということがよくわかります。やはりそういう中でも、今私たちにできることは、技術的にも資金的にも、景

観を守り、動植物を守るということはできると。およそ困難なことではないと。これが戦前だったら大変だと思います。ですけど、今は本当にあつと言う間にブルドーザーとかダイナマイトとかを使って地形を変更させることができ、大きなトンネル掘削機を持ってくれば1日何メートルも地下を掘ってしまうということが出来るぐらいの文明の利器を持っているところですので、自然環境、生物生存環境、住環境を守るということは、そんなに難しいことではないというふうに考えています。

浅間山麓について言えば、私は、ここ10年にもなりません、非常に危惧した災害が起こっています。近くでいえば、多治見市で小学生が側溝に流されて亡くなったことがありました。あのときは、私どもの団地の中ではどういうことが起こったかといいますと、水が、住宅よりも道路が低いんですけども、道路のほうに行けないほど大量の雨が降りました。隣の家からうちの家まで、庭から庭に伝って水が押し寄せてくるわけです。そのぐらいのこういうとんでもない雨がここでも降るということを実感しました。私の桜ヶ丘のところは土砂崩れはないかなあとは思いましたが、雨ということは、やはりないなんてことはなくて、どこでもある。今、現時点では、気象の異常変化による予期せぬ災害が起こる可能性が非常に高くなっている。そういう点からも、自然を壊さずに、自然の弱いところは人工的に補強して、できるだけ自然を守って、今言ったというか、緑の力を利用していってもらいたいと。

ですから、前はよくて今は悪いというふうに言っているわけじゃなくて、現時点で見たときに、もうこれ以上開発はしてほしくない。浅間山麓の中でも、3つ、4つ、今太陽光発電施設があります。あそこだけでもですね。そういう状態になっていることを非常に危惧します。以上です。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

○参考人（布谷栄康君） 今回、陳情書の表題が桜ヶ丘の太陽光発電施設の計画についてということになっていまして、ちょっと要望項目とそぐわないのではないかというような感触を受け取られるかもわかりませんが、もともとは、この桜ヶ丘の太陽光発電施設の事業者に対して、十分な地元住民の説明と住民の理解と納得を得ない限り工事に着工しないことというような指導を求めたかったんですけど、議会のほうからというのはちょっと僭越でございますので、これは市のほうが取り組むべきことですので、したがって2項目に絞らせていただいたということでございます。

もともとはこの桜ヶ丘の大規模な計画に端を発したんですけど、可児市内の余りにも無秩序なパネルの設置状況というのを大変憂いております。本当にまさに喫緊の課題というか、緊急に取り組む課題ではないかと思っておりますし、一旦緑を崩しますともとに戻せないわけですね。こういった貴重な自然環境とか安全で快適な住環境を確保して、私たちの世代だけじゃなくて、子供とか孫、子々孫々に残していくためにも、ぜひこういった項目について御配慮をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

ほかに質疑よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑も終了いたしたいと思います。

本日は、貴重な御意見を述べていただき、心から感謝いたします。本委員会としましては、本日いただいた御意見を参考に、委員会で十分な議論をしていきたいと思っております。

本日はまことにありがとうございました。これで退場していただいて結構です。ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時54分

再開 午前10時04分

○委員長（高木将延君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

執行部のほうにいろいろ聞きたいことがございましたので、まずは執行部へ対する質疑を行いたいと思います。

執行部に対して質疑のある委員の方。

○委員（川上文浩君） まず環境の面について、ちょっとお伺いしたいと思います。

以前、お隣の砂利採取している部分の視察に行った折に、委員会でも会派でも大森湿地の保全について現場視察をして、それなりというかこれをきちっと、環境保全について、そのお隣の業者ですよね、お隣の業者という、名前を言いませんけれども、業者はお約束をするということでしたけれども、現状、今ほどのような状況になっているんですか。

○市民部長（吉田隆司君） ちょっと現場は、私自身は行っていませんので、係長が行っておりますので、その状況について係長から説明を申し上げますので、済みませんがよろしく願いいたします。

○環境課環境保全係長（木村雄大君） 失礼させていただきます。

この夏につきまして、大森の湿地の調査に合わせまして現場のほうを見てきておりますが、大分造成が進みまして、山の高さが下がった感じがあります。測定をしておるわけではないので、あくまで感じという格好ですけれども、山の高さは少し下がったのかなあというところでは。

湿地の状況につきましては、詳細な調査は去年からしかしておりませんのであれですけれども、特段の変化を認めていないというところです。

○委員（川上文浩君） ということは、大森湿地は以前のようにその環境は確保されているということで確認したところは確認しているということでよろしいですか。

○環境課環境保全係長（木村雄大君） はい、そのように判断をしております。

○委員（伊藤健二君） そこにはリンドウも咲いていたんですか。ことしは咲いていないんだという話をさっき参考人招致の中で参考人がおっしゃっていて、咲くべき花が咲いていなかったということを意味を持って発言しておったんですけど、特にそのことについては御存じありませんか。

○環境課環境保全係長（木村雄大君） 済みません、そのの周囲につきましては確認をいたしておりません。そこまで確認をいたしてはおりません。

○委員長（高木将延君） ほか、御意見ございますでしょうか。

〔「今は環境に絞ってだね」の声あり〕

はい、環境の関係で質疑ございますでしょうか。

○委員（伊藤健二君） この櫛ヶ丘の太陽光発電設置にかかわって、昨年、平成 28 年 10 月 27 日に可児市市民参画と協働のまちづくり条例について建築指導課が説明しています。その後、12 月、ちょうど 1 年近く前に、湿地の保全について環境課がエコテック株式会社に対して説明をしているんですよね。この説明というのは、どういう内容になるんですか。逆に言うと、何かこういう状況を守ってもらうためにこういう点は守ってくださいね、開発との関係でどういう規制項目あるいはそういう内容に当たるのか、ちょっとそこを教えてください。

市が行った説明が有効性があるのかなのか、そこが実は大きな今論点なんです。住民の側は、必要なことが、規制の網がかかっていない、その湿地を守ってよりよい環境、市が指定している例えばミカワバイケイソウであるとかそうした幾つかの環境保全、レッドリストに載ってきそうな状況を回避して、より豊かな自然を残したいと、将来世代に対して。これはもう市も掲げている方針ですよ。その方針を貫いていくために必要な行政指導が業者開発に対して行われてきたわけでしょう。だけど、今回はどうもそういうには、ちょっと距離があるんじゃないかということをお心配して、だからより踏み込んだ規制ができる適切な指導内容を求めてきておるんですよ。それについて、今そこが論点なので、突然言われて大変かとは思いますが、ちょっと答えていただけませんか。

○市民部長（吉田隆司君） 申しわけございません。ちょっとそのときにどのような話をしたかというのは、ちょっと今は確認がとれないのでお答えできないんですけども、基本的な開発に関する話としまして、市のスタンスといたしましては、まずはそこにどういう貴重な植物があるかという調査をしてくださいと。それは業者側にさせていただくという基本路線。それから、その調査の後に、開発に至っては、市としては、その貴重な動植物がある場合については、それを保全してくださいと。保全ができない場合については、移転をしてください、よく似た環境を見つけて移動をしてくださいという、そういう指導は基本的にしていくというスタンスでありますので、その当時、ちょっとどこまでお話をしたということかは今の時点ではお答えできませんが、基本スタンスは今の 3 段階において市は指導するというようになっておりますので、そういったことでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○委員（川上文浩君） もう一度、関連ですが、陳情第 6 号の参考資料 6 にあるこのダイダイ色に塗ったところが湿地ということで間違いはないと思うんですけども、今確認しましたが、これは当然私有地の中に湿地が点在していて、エコテック株式会社との協議の中ではこの湿地は保全していくということで、建築指導課、それから環境課のほうで折り合いはついてい

るということでもよろしいですか。

○**建築指導課長（渡辺 聡君）** まだどういう計画になるかというのが全く市のほうには示されてなく、説明会の資料とかはいただいておりますけれども、市との協議はまだ始まっていない段階で、そういったことについて建築指導課と環境課が打ち合わせしたとか、そういうことはありません。

最初にこういうことに気をつけてくださいねという指導はするんですけれども、こういう計画でやりますという正式な協議を受けておりませんので、今の段階では庁内でこのことについて議論をしたことはございません。

○**委員長（高木将延君）** ほかはよろしかったですか。

○**委員（伊藤健二君）** この陳情第6号にかかわって参考資料でいただいたこの黄色い部分からそのふちのところが開発の内容だと思うんですけど、多分。そのさらに赤線で囲ったところが多分この土地の所有にかかわる部分かなとは思いますが、そこにしっかりとダイダイ色で書いた湿地があるわけですね。そうすると、この湿地は保全すべきものというまず前提があるわけですよ、可児市の側には。誰がどこでどういう開発をしようと、この湿地については保全してもらいたい。この保全ができないような状態になるおそれがある場合については、そうならないような事前の措置を着実にとらせるための指導要綱というのはあるんですか、環境担当部。

調査をさせて、どこに何があるかを調べてもらう必要があるんですよ。この大森地域には、ハナノキはないかもしれんけれども、シデコブシとかササユリとかミカワバイケイソウとか、特にミカワバイケイソウはさっきのお話だと市が希少としてもう認定をしているものだというんだから、いろいろなものがあって、この湿地にないものも、今、私、しゃべったかもしれんけど、そうだとすると、この湿地を保全するために必要な行政措置が要るわけですね。それはこれから話をするというので、これから話をするとき、ここは確実に影響を受けないようにできますかという話をしてくださるんですか、市の側は。どうでしょう。

○**市民部長（吉田隆司君）** それは、先ほど申し上げましたように、この環境の保全を必ず開発すればしてくださいと。もし業者側がそれができないということであれば、それは違う場所に移動させて保全してくださいということは基本スタンスとしてありますので、環境課としては。それは、そういう形でしっかり計画が出た時点で業者側に対して環境課としては申し上げたいというふうに思っております。

ただ、これがどこまで強制的にできるかという、そこがちょっとないので、あくまでも市としてはこうしてくださいと言う、そのレベルでとまってしまうので、そこはちょっとうちのほうとしてもやってくださいというふうをお願いする状況にあるということでございます。以上でございます。

○**委員（川上文浩君）** ちょっと申しわけないけど、市民部長、環境省から、生物多様性の観点から重要度の高い湿地ということで、東濃・中濃地域湿地帯の中に大森湿地は含まれていますよね。東濃地域の湧水湿地群というところで、大森湿地。これは、だから環境としても

しっかりと重要度が高い湿地だから守っていきなさいというような環境省から指示が出ているはずなんだよね。県に、それから市町村にだと思っただけ。

それで、この湿地の保全について、環境省とかとの連携とか、そういった意味の環境省関係の法令とか、そういったものは調べてあるのかないのか。そして、そういった観点から、環境省からここまで指定されている湿地ですので、やはり重要度が非常に高いというところになってくると、単なる市だけの話ではなくなってくるので、そういったところはどうですか。

○市民部長（吉田隆司君） 済みません。環境省との関係については、現在ちょっと担当課のほうでまだそこまでちょっと話が行っていないという状況でございますので、済みませんが、ちょっとこれから対応については考えていきたいということでございます。以上でございます。

○委員（川上文浩君） やはり環境省との関連がこれは出てくるはずなので、指定されているので。それは、やはりそのところはもうしっかりちょっと調査していかないと、やはり市町村としては何らかの問題が発生する場合がありますので、それはちょっとしっかりと緊急にやってもらわなくちゃいけないなあというふうに思います。

○委員（伊藤健二君） この地図、図面で見ればわかりやすいと思うけど、水の流れは、ここに降った雨水の流れは、このちょうど開発の真っすぐ線が引いてあるところの少し北側をうねりながら、稜線といいますか、あれがあるんですね、分水嶺、大げさに言うと水の分かれ目が。

それで、全体としては湿地の側に水が流れる。水は誰のものか。これはもう公共のものなんですよ、雨水を含めて。誰の土地に降ろうと、それが川になって流れていく。つまり水域。水を汚しちゃいかんし、水は大切にしないかんし、水を利用するには水利権問題が発生するということはあるんだけど、ここは湧水湿地がある、湧水もあるので、それだけでは決まらないが、しかし雨水を含めてこの水の流れは保全されていく必要があるわけですよ。だから、湿地を保全するということは、その水の流れにもきちっと着目して、そこを規制させる必要があると思うんです。

それに対して、この斜面の削り方、パネルの設置は相当数を設置しようとしているようなので、これまでの話を総合すると。そこに対しては、本当にそれで湿地が影響を受けないのかということ徹底して、やっぱり国・県との関係も含めて、調査をして、それで業者への説明・指導に当たっていただく必要があるんじゃないかと思う。それが今の国・県からのガイドラインその他でチェックできるのか、いやいや、もうちょっと市として何かバックに骨として持っていなきゃいけない、そういう立場を明確にさせるような要綱なら要綱というものが今の状態でないでしょう、要綱自体は直接。そういうものを市としてもう一遍改めて整理して、確定していくという必要はないんでしょうか。その辺の問題意識はどうなんですかね。

○市民部長（吉田隆司君） それは先ほども申し上げた、業者のほうから具体的にどういった

開発をするかというのがまだ届いていないので、そこで必要な要綱とかそういうのが必要かどうかというのは、現時点でその詳細がわかっていないので必要かどうかということも判断ができませんので、今後、業者からそういうお話があったときに、どこまでは市のほうとしてはいいのかという、その辺も含めて、先ほど川上委員がおっしゃられたような国との関係も含めて、それは対応していきたいというふうに考えます。

○委員（伊藤健二君） ちょっと聞くけど、市長が説明しているじゃん、平成 29 年 9 月 30 日に地区懇談会でね。住民の側はこれだけ問題意識、あれは大丈夫だろうか、いいんだろうかといって声を出しているわけで、もうここまで来ておれば必要な調査をしてしかるべきじゃないの。

それは業者が言ってこないから、私のところにはまだまともに情報がありませんと。それは、確定情報はないと思うけど、住民に説明をもう業者はしている。平成 28 年の市からの指摘を受けて、まず住民に説明している。しているけど、そこで住民からいろいろと声が出るので、やりとりしているでしょう。

今、担当業者としては、どうやったら自分のところの経営戦略が達成できるかどうか考えているわけですよ。だから、そこで一定の情報はまだ来ておるので、どの規模でどういうふうに設置するかという問題の意識形成をしている最中に、市が直接やらなくても、これまで得た情報から必要な状況を把握しておくというのは必要だと思うんです。何もその業者から来ないから対応はスタートしないって、そんなことでは市長に叱られないの。ちょっと心配するよ。

だって、市長は説明しているんだもん、住民の皆さんに。住民の皆さんは聞いているんだから。やっぱりそこはもうちょっと前へ踏み出していかないとまずいんじゃない。

○市民部長（吉田隆司君） 桜ヶ丘の市政懇談会において話が出たのは、環境の問題、自然環境保護という観点でのお話はほとんどなかったです。私も出ていましたけど、そうじゃなくて、今の第 1 種住居専用の住宅地にそれと違った太陽光発電施設ができることについてという、そういったお話だったというふうに私は思っております。

ですので、今後、業者のほうからその詳細な計画が出てきた時点で、今言った自然環境の問題、そういったところはそこで詳細がわかってくると思いますので、それで環境のほうとしても対応してまいりたいということでございまして、今の段階で全然やっていないとかそういうことじゃなく、しっかり環境のほうも意識してそれはやってまいりますけれども、それは今の国のお話もあるので、しっかり対応していくという、今はそういうスタンスでおるということでお話をさせていただきます。以上でございます。

○委員（川上文浩君） 余り湿地のことばかりやっておって時間もなくなるとあれなので、ちょっと環境課の環境の部分についてお聞きしたいと思います。

ことしの平成 29 年 6 月 7 日に全国市長会が土地利用行政のあり方に関する特別提言というのを出されています。そういった中で、環境との関係とか太陽光発電パネルの設置に関するいろんな土地利用のあり方について、いろんな取り組みがやられているところもある。環

境保全でいうと、緑地保全に関する条例等に対応したあれを札幌市がつくっているというようなことがあって、太陽光の発電所は開発面積 1,000 平米以上の行為が許可制度の対象であり、本市の環境影響評価条例の再開発の規模要件に比べ幅広く対象としているというようなことも市町によっては進んでいるわけですがけれども、可児市においてははまだこの辺のところは手つかずということではよろしいですか。

○建設部長（三好英隆君） 今言われたことは、そういったことは手つかずで、太陽光発電につきましても、可児市市民参画と協働のまちづくり条例に基づいて 3,000 平米のものが対象ということで、1,000 平米というところまでは、まだ現在のところは落としていないというのが現実です。

○委員（川上文浩君） もう一点。

環境条例等で山形県なんかはこれの対応をしているということでもありますけれども、環境条例等では今後それを検討していくという状況にあるのかなのか、市民部長、お願いします。

○市民部長（吉田隆司君） 環境のサイドとしては、そのエネルギー、自然エネルギーですね、そういった観点からいくと、やっぱり太陽光発電施設というのは……。

○委員（川上文浩君） 景観条例ではどうですか。

○市民部長（吉田隆司君） 景観条例になると、ちょっと環境課から外れます。

○委員（川上文浩君） じゃあいいや。また所管課を呼ぶと、長くなってしまってもあれなので。

○委員長（高木将延君） ほかはよろしかったですか。

○委員（渡辺仁美君） 平成 29 年 7 月の地域の自治会連合会への説明会のときに、その業者は綿密な設置計画を示されました。それは、環境は意識しているけれども、森林法に基づく、30%以上の森林を残して、地面に種をスプレーしてとか、そういった説明はあったんですけども、先ほどの話に戻ってしまうんですけど、関市から東濃までに至る湿地群のそういったことの認識は全くおありでなかったような気がしますので、その環境の点をもう少し御説明なりをいただきたいと思うんですけども、全く市に申請していないということも業者から聞いているので、今後もし来られたら説明をしていかれますよね。確認です、さっきそう言われたので。

〔発言する者あり〕

済みません。

私としては、もう説明の中で計画は示された、地元へは一応示された。平成 29 年 10 月の説明会のときにはそういった点は言われていないんですけど、環境のことについて認識が余り深くはなかったのも、その点が心配なので、もし申請なりで市に来られたときにもう少し説明を加えていただけますかということをお尋ねしたかったんですけど。

○市民部長（吉田隆司君） いや、可児市市民参画と協働のまちづくり条例に基づきまして、環境課も当然入って、それは指導できるところは指導していきたいというふうに思っており

ます。以上でございます。

○委員（川上文浩君） これは、緑化基準は住宅も太陽光も一緒ですか。

○建設部長（三好英隆君） 今回は、都市計画法の第 29 条がかからないということで、森林法の許可基準ということになりますので、その中で 25%以上の残地森林、緑地を残すということが法律の許可条件という形になります。

○委員長（高木将延君） そのほかはよろしいでしょうか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

建築指導課のほうに対しての質疑も加えたいと思います。

○委員（川上文浩君） 先ほど参考人の中から、市道が予定しておるところの邪魔に、予定しているかどうかは別の問題として、計画的に今まであそこに市道を通そうという話があったけど、これは全くかからないですよ。

○建設部長（三好英隆君） 今、陳情第 6 号参考資料というものが皆さんのお手元に配られておると思いますので、ちょうど工事予定の色が塗ってある赤書きのところは谷間になってまして、その上、ちょっと縮尺がわかりませんが、ちょうど谷間の平たい部分が今回の道路用地ということになりますので、今回の計画に関しては全く影響がない部分でございます。以上です。

○委員長（高木将延君） そのほかはよろしかったでしょうか。

○委員（川上文浩君） いろんな規制がされているところ、規制というか条例をつくって対応をしているとか、いろんな条例があって、それで景観だとか緑化だとかいろんな条例があって、それでちょっと考えておるところもあるようですけれども、建築指導課としては、今のところ、特に太陽光に対する可児市市民参画と協働のまちづくり条例以外のところでこれを条例化したりガイドラインをつくっていくという方向にはないということによろしいんですか。

○建設部長（三好英隆君） はい。今のところは、先ほどの一般質問でお答えしましたように、現在の可児市市民参画と協働のまちづくり条例と、それから資源エネルギー庁が出しておりますガイドラインに基づいて事業者に対しては指導をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（川上文浩君） 一般質問でちょっと混乱している部分があって、非常に我々もちょっと、あの内容も含めて、陳情が出ているのに一般質問をされて云々ということでしたけれども、2,000 人の署名なるものがあるということですのでけれども、これに対して何か行政として影響することはありますでしょうか。

○建設部長（三好英隆君） 今、署名というか、アンケートかちょっとわかりませんが、内容はまだ逆にうちのほうは把握しておりませんので、どういったことに対して署名というか、具体的な反対があるのかないのかというのは承知しておりません。

逆に、一般質問でもお話しさせていただきましたように、具体的な内容をお聞きすれば、

条例を設けることによって市民の不安とかそういったものを防げるということなら、もちろんガイドラインもしくは条例の検討はさせていただくんですけど、逆にその具体的なものがまだわかっていないというのが状況でございますので、今のところは、先ほども申しましたように、条例とガイドラインで指導をさせていただくということを考えております。以上です。

○委員（酒井正司君） 今の繰り返しになりますけど、部長が一般質問のときに、市民が具体的に困れば、その問題を把握して、それに対処したいということは、今またまさにおっしゃったことだと思うんですが、ただこの陳情が出ていたことは部長も御存じのはずですよ。ですから、その辺に絡んで、何か想定されてああいう答弁をされたのかどうか、その辺、ちょっと御意見があれば。

○建設部長（三好英隆君） 陳情内容は承知をしておりました。ですから、具体的に今の陳情内容を3点ばかり、太陽光発電の光の問題とか電磁波の問題と気温が上昇するというのが、3つ多分具体的に話があったと思いますけど、それについてもガイドラインの中で示されていますし、今の段階で市が条例をつくって対応するところまでは至っていないというふうな、これは私の個人的な考えでございますけど、そういうふうな考え方です。以上です。

○委員長（高木将延君） ほかはよろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑もないようですので、質疑のほうはこれにて終了したいと思います。

では、執行部の方は退席いただいて結構です。

それでは、自由討議に入りたいと思います。

今回の陳情ですが、市への提言及び国への法制化の要望を求めるという陳情でございます。今定例会中に意見書案とか市への提言を両方まとめて最終日に提案するという場合は、採択ということになります。また、この陳情に対して特に今後何も行わないということが不採択ということになります。そして、今定例会で結論を出さず、今後、委員会としてこの陳情内容に対して調査研究を行い、結果次第では次期定例会以降に意見書等を提出するというような聞きおきという、この3つの選択肢があると思います。それを踏まえて自由討議を願えればと思います。

自由討議のある方はございますでしょうか。

○委員（伊藤健二君） ちょっと自由討議をしていただきたい。

自由討議の中で、今3つのパターンを紹介いただいたけど、特に1番目の採択という話が、請願の場合、採択といえ、その請願文書の項目を採択、あるいは請願の内容を一部修正して、独自に議会として採択をするというのもある。だけど、この場合はそういうふうになるのかならんのか、ちょっとその辺も含めて議論したいので、自由討議をお願いします。

○委員（川上文浩君） 基本的に請願・陳情は同等の扱いということでございますので、採択するか、不採択か、聞きおきにするか、この3つの方法です。

請願というものは、基本的に請願ですので、請願の項目にのっって、それを議会として

対応していくということになりますけれども、今回は、ここに書いてあるように、この2つの記述に対して議会としてどう判断していくかということですので、この3つの部分をどう取り扱うというのは最終的な多数決で決めていくということになると思います。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

〔発言する者あり〕

自由討議でよろしいです。自由討議をお願いします。

○委員（伊藤健二君） 陳情の趣旨については、十分理解ができます。そして、幾つかの点で不安が住民の中にある。これに対しては、議会として必要なものについては調査を行い、議会の共通認識を高めて対処すべきだというふうに考えます。ただ、その上で、具体的なこの記に書いてある1番と2番について、若干内容については難しい問題が含まれている。

1番については、太陽光発電施設の設置規制区域というものを指定して、それを含んだガイドラインなどを盛り込んだ条例または要綱をつくれという要望内容なんですね。条例は法のもとでの話ということもあるので、当座考え得るのは指導要綱ということですが、国等が定めたガイドラインを踏まえての、より踏み込んだ形で要綱をつくるということは必要だと思うんです。ただ、ここに書いてある設置規制を含む、自動的に設置規制ができるようなガイドラインというのは、そこはちょっとハードルが高過ぎて、現時点の我々の研究・検討レベルではちょっと踏み込めない。だから、今つくられている現行のさまざまな法的規制内容を踏まえた可能な限り積極的な指導要綱をつくるということであれば、価値があるかと思うので、そういう趣旨のものにちょっと置きかえて提言をするということは必要ではないかというふうに私は思います。

2つ目の問題は、新FIT法や環境影響評価法等に盛り込むことも含めて国に要望することなので、これはどういうふうを書くかはちょっと文章を検討しなきゃいけないけど、これはこれで盛り込めると思うし、特にこの環境影響評価法にかかわっては、火力発電・風力発電問題、いわゆる太陽光発電が除外されているという現状で、そこはやっぱりきちっと国等で具体化を図っていくべきだということで、今、相当、国のほうはいろんなことをやっていて、一般家庭につけた設置についても、統計上も含めて、物すごい今報告を求めてきていますよね、資源エネルギー庁のほうから。だから、そういうことも含めて、動きが相当大きいので、これは進行状況も見ながら、今後の課題としてもきちっと受けとめて位置づけておく必要があると思います。

どっちにしても、これをこのままの形では、ちょっと採択は残念ながらできない。ここから取り寄せて指導要綱をつくっていくような方向については、委員会として研究テーマとしてきちっと位置づけて、市に対して、当座この問題についての報告を求める行政の指導が行われますね。その内容と到達点について、きちっと報告を求めていくことが必要だと思います。少しでも市民の声に応えるやり方を模索すべきだと思います。以上。

○委員（川上文浩君） 私も同じような判断ですけれども、まず結論は聞きおきにして、所管事務調査の中に、意見の中に入れていく。隣で開発している砂利採取中の場所と同じ取り扱

いをしていくべきだろうと思います。

まず1点目、湿地に関しては、今、担当部に来てもらいましたけれども、環境省とのやりとりが全くなされていないので、環境省、それから県とのこれからのやりとりを要求していくということが必要であろうというふうに思います。

あとは、一番の私の個人的な問題として思っているのは、やはり砂利採取中の隣の場所ということです。これは、森林伐採、それから砂利採取については県の許認可ということで、市町村は、我々も大分行っていろいろ協議も進めましたけれども、なすすべがないということになるというふうに思います。これはもうその事業者のモラルの問題であって、あと住宅宅地にかかわるかどうかということになると、非常に厳しい。もともとここは以前開発した企業が開発する予定で、途中で会社が倒産して頓挫して、その後大型開発の計画が持ち上がったのをまちづくり協議会が反対してできなかった経緯があって、今はこのような形に切り売りされて、どうしようもないような状況になってきているということは事実であります。ですから、ここを太陽光発電施設だけではなくて、どのような形として開発をしていくのかということは、やはり行政とも地域とも話し合いながらやっていかなくちゃいけないんですけども、今は最悪の状況であるということだけは間違いない。これに対して、行政側と市からは、その開発について、法律にのっとってやっている以上は許認可しないという方法はないので、こればかりはどうしようもないと。個人の土地であるということが実際であると。

それともう一点は、ここには、この地域に障がい者就労支援施設を市のほうの土地があるのでつくりたいといったときに、結局反対でできなかった。ただ、私どもは、広見、それから瀬田にはつくることができました。そういった中でいって、私は一般質問のときに本当にちょっとがっかりしたんですけども、小さいころに遊んでいた場所だから残してほしいということを議員が口にされたというのは、私は非常にこれは可児市全体の利益を考える者からするとどうかなあというふうな思いがあります。そういった意味でいくと、やはりここをよりどういった形として未来に残していくかということは非常に大切な部分であり、現状、中山間部は人口が圧倒的に減っていく中で、可児市のこの可茂地区としてのあり方、それからこの可児地域を、可茂地域をどのような形で未来に残していくのか、あり方を考えていくと、一定の開発というものも必要ですし、環境を守っていく、森林を守っていく検討も必要であろうというふうに思いますので、そういったところは大きな大所高所から見ながら議論を進めていくということが必要であろうというふうに思います。

なので、やはりここに書いてあるように、いろんな取り組みもされている自治体もふえてきている中で、今回のこの太陽光発電の設置に続く開発事業に関して、今できる部分のところはやるだけのことはやるということですが、これが、大森湿地が保全されて、25%のその森林を環境として残して、それで法律にのっとっている以上は、反対はできないであろうというふうに思います、最終的には。ですから、こういった太陽光発電の、ここにあるように、規制区域を設ける云々となってくると、これはもう非常に可児市全体の規制にかかわってきますので、先ほど伊藤健二委員が言ったように、非常に難しい問題があるというふ

うに思いますけれども、景観、それから環境、そしていろんな角度から見た中のガイドラインなりといったものは、今後もう少しいろんな各所を見て議論していく必要があるんだろうというふうに思って、当初、頭に言いましたように、聞きおきにして、所管事務調査に加えるという方法でどうかなあというふうに思っております。

○委員長（高木将延君） ほかは。

○委員（酒井正司君） 今の議長に同じなんですが、これ、問題をちょっと分けて考えないと、現実、桜ヶ丘ハイツにこういう問題が出てきている。要望としては、条例でありガイドラインを設ける。これがかぶせられないんですよ。問題が既に発生しているわけですから、それには現状でしか対処できないと。

ですから、今おっしゃったように、この条例であれば、可児市全体を当然想定してつくる必要があるので、今回の問題を想定してつくるわけにいかない。そうすると、余りにも時間がないので、しっかりとこの後取り組むという条件で今回は見送るということしかないんじゃないかなあと思います。

○委員長（高木将延君） ありがとうございます。

そのほか、自由討議ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

自由討議も意見もないようですので、自由討議はこれにて終了したいと思います。

続いて、討論に入りたいと思います。

討論ある方、ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようですので、討論を終了したいと思います。

これより陳情第6号 桜ヶ丘ハイツ 桜ヶ丘地区内における大規模太陽光発電施設の計画についてを採決したいと思います。

自由討議の中で聞きおきという意見がございました。聞きおきにしたいと思います。これに……。

○委員（伊藤健二君） 聞きおきに所管事務調査に加えるという発言が出ているので、それを聞きおきの附帯条件にして。お願いします。

○委員長（高木将延君） 済みません。

聞きおきということの意見が出ております。条件としましては、その後、委員会のほうで所管事務調査に加えて研究していくということを条件に聞きおきということで、皆さん、御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、所管事務調査に加えていくということを条件に聞きおきしたいと思います。

この件については終了いたしたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

○委員長（高木将延君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたしたいと思います。

付託案件のほうに移ります。

これより議案第 64 号 可児市土地改良事業等に関する分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の答弁を求めます。

○土木課長（伊藤利高君） 資料 1、36 ページ、議案第 64 号、資料 4 は 4 ページです。

土地改良事業等に関する分担金等徴収条例の一部を改正する条例です。

土地改良法の一部に改正がございました。これに、引用条項にずれが発生したため、改正するものです。以上です。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議案第 64 号 可児市土地改良事業等に関する分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 64 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 65 号 可児市観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○観光経済部長（渡辺達也君） 議案第 65 号 可児市観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、資料ナンバー 4 の提出議案説明書 4 ページの制定趣旨にもございますとおり、市民及び市を訪れる観光客の利便を増進し、観光の振興に資するため、兼山生き生きプラザを新たに可児市観光交流館として位置づけ、その管理・運営について定めるものでございます。

詳細につきましては、観光交流課長より、資料番号 1 番の議案 38 ページから 41 ページ、それと本日お配りしております委員会資料の 1 に基づいて御説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○観光交流課長（坪内 豊君） それでは、詳細の部分を説明させていただきます。

それでは、お手元の議案とは別の資料のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、条例の趣旨から御説明させていただきます。

こちらのまず1番の経緯になりますけれども、観光グランドデザインにおきましては、兼山地区、こちらを国史跡美濃金山城跡や川湊の跡、それから古い町並みなど、こういった歴史資源を活用しました観光施策の重点地区としております。

美濃金山城につきましては、続日本100名城や岐阜の宝ものにも認定されたことによりまして、城跡や兼山を訪れる人がふえております。

こういったことを踏まえまして、兼山生き生きプラザに観光案内、これは兼山ぶらり歩きや市内10城をめぐるいただく、そういったことへの出発点となるというふうに考えております。それとか、お土産とか地域での手づくり品の販売、甲冑・忍者衣装等の着つけ・撮影、こういったものをSNSで発信していただくといったような体験プログラム、そういったことができるような施設として整備をいたしました。それに伴いまして、今回、条例のほうの制定をさせていただくというものでございます。

次に、条例の主な内容になりますけれども、これは議案のほうの38ページを同時にごらんいただきたいと思います。

まず施設の名称についてということになりますけれども、これは第2条に規定しております。これは、訪れる旅行者の方々に観光施設というふうにわかりやすくするために、これまでの兼山生き生きプラザという名称から観光交流館という名称に変更するというものでございます。

続きまして、第5条の休館日になります。兼山生き生きプラザにおきましては、毎月第1月曜日、こちらを休館日としておりましたけれども、観光交流館におきましては、これを廃止いたしまして、休館日は12月28日から翌年1月4日までというふうにしたいというふうに考えております。これは地区センターの扱いと同じということになります。

続きまして、使用料になります。これは第12条でございます。

こちらの議案の41ページをごらんいただきたいと思いますが、この別表と一緒に説明をさせていただきます。

まず、こちらの観光交流館の中には、貸し館といたしまして、工作・音楽ロフト、そして会議室の3つがございます。使用料につきましては、この別表のとおりということになります。この中で、営利目的の使用及び1,000円を超える入場料の徴収につきましては、そういった場合の使用につきましては通常の額の2倍というような規定。それから、冷暖房費につきましても、これまでは別途ということになっておりますけれども、この部分を含めた使用料に変えるというようなのがこちらの使用料の金額ということになっております。

続きまして、1つ議案のほうを戻っていただきまして、38ページの第6条になります。

第6条は開館時間のほうを規定しておりますけれども、午前8時30分から午後10時までの開館時間ということを設定しております。

あと、そのほかの一般的な施設の管理に関する諸規定につきましては、他の公の施設の管理に関する条例、こういった条例の規定内容に合わせて規定をしておるところでございます。

これに伴いまして、生き生きプラザの設置及び管理に関する条例の廃止ということになります。

施行日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から観光交流館ということで、そちらのほうに移行ということになります。これは附則のほうに定めております。

こちら、平成 29 年 10 月 2 日から 23 日の間にパブリックコメントのほうをとらせていただきました。この中では特段御意見のほうはいただいております。

あと、こちらの資料の次のページになりますけれども、写真のほうを載せさせていただきました。これは実際の観光交流館のほうで撮影をしたものになりますけれども、イメージとしてはこういった形です。こちらのほうで、着つけ、撮影、発信ができるというようにしたいなあというふうに考えております。

建物のほうの改修工事と備品ですね、備品につきましては、これはちょうど今机とか椅子がありますけれども、これは可児工業高校の生徒たちがつくっていただいたもので、今、順次納品のほうをされているという状況でありまして、こういったものを使いながらの撮影ということになります。

あともう一つ、チラシのほうをつけさせていただきましたけれども、こちらですね。今年度の、来年予定のイクササイズというものになりますけれども、こういった新しい試みをやっていききたいなあというふうに思っておりますけれども、こちらのほう、実際に甲冑を着て、地元の皆さんにガイドをしていただきながら城のほうを上っていくというようなものになるんですけれども、こういったことで美濃金山城を SNS で発信していただいたりとかという、そういう PR も考えておりますし、今回参加していただいた皆さんからいろんな御意見をいただきながら、リサーチをして、平成 30 年 4 月以降の運用といったところに生かしていければというふうに考えております。以上です。

○委員長（高木将延君） これより議案第 65 号についての質疑を行います。

質疑のある方、ございませんでしょうか。

○委員（酒井正司君） ちょっと小さなことですが、平成 30 年 4 月 1 日からとなると、看板等の予算は今回の補正に入っておるという理解でよろしいでしょうか。

○観光交流課長（坪内 豊君） もとものの今回の工事とか、備品とかの予算がありますので、そのような中で対応していきたいなあというふうに思っております。

○委員長（高木将延君） ほか、御意見ございますでしょうか。

○副委員長（野呂和久君） 今の生き生きプラザについては所長と職員ということだと思えますが、観光交流館については館長と職員がつくということですか。

今回、観光交流館ということですので、今までのプラザとは中身が当然変わってくるので、館長の選任といいますか、どういう方がつかれて、どんな役割をされるのかお聞きしたいと思います。

○観光交流課長（坪内 豊君） ちょっと人事上のいろんな話になってくるので、私からはあれなんですけれども、館長が専任になるか兼任になるかというのは、これからの人事上の話かなというふうに考えております。

あと、ここの管理運営につきましては、これもどういう形でしていくのが一番ベストなのかということ、隣の兼山民俗資料館の改修もありますので、ここの兼ね合いで考えながら、一番いい方法、館長をどうするかということも含めて運営方法を十分検討して、それを反映したいというふうに考えております。以上です。

○委員（伊藤健二君） ちょっと小さいことですが、休館日にかかわって、12月28日から1月4日となっていますが、前1日早く、後ろ1日、いわゆる一般的に公務員は1月4日から仕事始めですよ。という流れからいくと、合計2日ふやしてある理由があるんですか。

○観光交流課長（坪内 豊君） いろんな意味で準備を整えたりとか、メンテナンスというようなことも想定はあるんですけれども、その部分でできること、1年ほとんど使っているわけですので、そういった部分をそこに充てていきたいなど、できることを。そんなふうには考えております。以上です。

○委員長（高木将延君） ほか、よろしかったでしょうか。

○副委員長（野呂和久君） 先ほど言われた戦国山城ミュージアムとの連携ということも大事かと思っておりますが、休館日と開館時間、これというのは戦国山城ミュージアムと同じ開館日と時間については一体的にということですか。

○委員長（高木将延君） 答弁できますでしょうか。

○観光交流課長（坪内 豊君） 今の、済みません、ちょっと所管が違うものですからはっきりしたことは申し上げられないんですけれども、こちらの新しい条例改正のほうでは変わっていないような規定になっておりますので、現行ということになりますけれども、そのあたりのところを……。

〔発言する者あり〕

済みません、今回の条例改正で変えるということはないものですから、現行ということになりますけれども、そのあたり、観光交流館との連携が悪いというようなことがないように調整はしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○委員長（高木将延君） そのほかよろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

他に発言もないようですので、質疑をこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論のある方、ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これにて討論を終了いたします。

これより議案第65号 可児市観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員でございます。よって、議案第 65 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 66 号 可児駅東西自由通路の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○都市整備課長（佐合清吾君） それでは、資料ナンバー 1 は 42 ページをお願いいたします。議案第 66 号でございます。資料ナンバー 4 のほうは、議案説明書 4 ページをお願いいたします。それから、別添で資料をお配りしております資料につきましては、資料番号 2 でございます。カラーコピーで青と赤の着色がしてあるものでございますので、よろしくお願いをいたします。

条例の制定の趣旨につきましては、可児駅東西自由通路を設置するため、その管理・運営について定めるものでございます。

それでは、主な制定内容について御説明をさせていただきます。

第 2 条では、名称及び位置について規定しております。名称につきましては可児駅東西自由通路、位置は可児市下恵土 1223 番地 6 でございます。

第 3 条では構成する施設について規定しております。可児市が管理する施設を、通路、階段及びエレベーター、その他附帯する施設と定めております。鉄道事業者が管理する部分を除いております。

第 4 条では禁止行為、第 5 条では占用の禁止及び例外について規定しております。

なお、先ほど申しました別添資料 2 の図面を少し見ていただきますと、着色してございますが、可児市が管理する自由通路につきましては青色部分でございます。あと、赤色で着色してございますのが東海旅客鉄道株式会社が管理する通路ということになってございます。以上でございます。

○委員長（高木将延君） これより議案第 66 号についての質疑を行います。

質疑のある方、ございませんでしょうか。

○委員（川上文浩君） 今の管理なんですけれども、エレベーターは構内側も含めて全部市の管理ということで、このピンクで引かれた J R 東海が管理する部分というのは、階段を上がって行って線路上にまたがる陸橋の部分だけということでしょうか。

○都市整備課長（佐合清吾君） そのとおりでございます。エレベーターにつきましては可児市管理ということになっておりますが、ラチ内とあって、改札をくぐってからエレベーターを使うこともできますので、共用でエレベーターを使いますけれども、管理は可児市がやるということになってございまして、今おっしゃられたとおり、J R 東海が管理するのはエレベーターから出た、線路を両方のホームへ渡る部分だけを J R 東海の管理ということになっ

ております。以上でございます。

○委員（川上文浩君） 確認だけさせていただきます。

エレベーターはラチ内というか、構内のエレベーターが一部分あるんですよね。そこで例えばちょっと事故が起きたりした、けがをしたりした場合のそういった管理責任というのはどちらに発生するわけですか。

○都市整備課長（佐合清吾君） エレベーターにつきましては可児市が管理でございますので、エレベーターの中で起こったことについては可児市の管理責任ということになります。以上でございます。

○委員（川上文浩君） すごい細かいことでごめんね。例えば、エレベーターをおりて、プラットホームにおりたと。それで指を挟まれちゃった、かばんを挟まれてけがしちゃったという場合も、それも可児市の責任になるの。

○都市整備課長（佐合清吾君） エレベーター自体の制御等、機械に乗るもの等で瑕疵がございましたら可児市の責任ということになります。以上です。

○委員長（高木将延君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

○副委員長（野呂和久君） 禁止行為についてですが、全部で 13 項目ということですが。この禁止行為についての強制力というか、具体的に実際ここに誰かが見ているということではないと思うんですけれども、市が設置した施設ですと職員等がいて、いろんな対応もできるかと思うんですけれども、ここではそういうことはないと思うんですが、実際の禁止行為についての対応というのはどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○都市整備課長（佐合清吾君） 禁止行為につきましては、職員等の定期的な見回りとか、あと市民等鉄道利用者等からの情報がありましたら対応するというような形を考えております。以上です。

○委員（川上文浩君） もう一点だけごめんなさい。このピンクの部分ですよね、当然管理は J R 東海の財産だから J R 東海がやるんだらうという確認と、J R 東海の財産ということは、これは J R 東海が多分お金は出していないと思うんですけれども、J R 東海の財産ということは、J R 東海に譲渡するということなんですか。

○都市整備課長（佐合清吾君） そのとおりでございまして、負担金で協定額に基づいて、この自由通路全てをつくって、つくった分で J R 東海が管轄になっているピンクの部分については、J R 東海の持ち物というふうになります。以上です。

○委員（川上文浩君） 何度もごめんなさい。となると、もしここで J R 東海の財産になって正式に譲渡するということになると、例えば改修なんかの場合は全部 J R 東海がやってくれるということでもいいですか。

○都市整備課長（佐合清吾君） はい、そのとおりでございまして、施設については、これで引き渡しすれば、もう可児市が J R 東海の部分をお金を出してなぶるということとはございませんけど、やっぱり一体的になっておりますので、実際そういう改修するときについては、お互いの持ち物の部分を一緒に改修とかそういうのはやったほうがいいかなというふうに思

いますけど、金銭的にはJR東海の持ち物ですので、可児市がお金を出すということは発生しません。以上です。

○委員（川上文浩君） 後々問題にならないように、きちっと契約書なり交わされると思うんですけど、しっかりしたもので、問題にならないように明記しておいてください。

○委員（伊藤健二君） 大変この平面図、厳密に書いてあるようで、エレベーターの構造的な柱まで可児市の青色が塗ってあるんで、ああ、しっかりした絵だなと思って感心して見ていましたが、ここでちょっと聞きたいのは、ピンク色から青色のエリアに抜け出るドアのようなものが東側と西側に1つずつ設置してありますが、これは非常用のドアでしょうか、1点。もう一点は、このドアの鍵はどうなって。お願いします。

○都市整備課長（佐合清吾君） 少し見にくい絵になっているかなあとというふうに思いますが、今のドアにつきましては、この図面からいくと左側のほうに管理用の犬走りみたいな、キャットウォークみたいなやつをつくりますので、そこの出入りに使える部分と、真ん中にある、要はブルーの可児市の管轄とJR東海の管轄の間に壁のようなものが1つありますけれども、そここのところにつきましては、JR東海の中へ一掃入ってしまうと、これは改札をくぐったということでございますので、JR東海が鍵を持っておって、いざというときの緊急避難的に鍵をあけて出入りするというような形で、可児市のほうが鍵を持っておって、JR東海の中へ勝手に入るということはできないというふうになっております。以上です。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑よろしかったでしょうか。

○副委員長（野呂和久君） 済みません、最後の附則の、この条例は平成30年3月23日の施行という意味というか、23日になった意味をお願いいたします。

○都市整備課長（佐合清吾君） ただいま事業のほうは75%ほど進んでおりまして、私ども、JR東海等の協議、工程会議の中では、平成30年3月23日に供用開始できるというような今予定で進めておるところでございますので、この3月23日から施行というふうに記載をさせていただいております。以上です。

○委員長（高木将延君） そのほかよろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論のある方、ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、これにて討論を終了いたします。

これより議案第66号 可児駅東西自由通路の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 66 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 69 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○市民部参事（村瀬雅也君） お願いいたします。

議案の第 69 号でございますが、議案書の 46 ページ、それから提出議案説明書につきましては 5 ページ中段になります。それから、あと本日の委員会資料は 3 ということで、この 3 つになります。

議案第 69 号につきましては、指定管理者を指定するというので、地方自治法第 244 条の 2 の第 6 項に基づきまして、可児市多文化共生センターの指定管理を指定するものでございます。

詳細な説明につきましては、先ほどの委員会の資料 3 の A 4 の紙がありますが、これに基づいて人づくり課長が行います。お願いします。

○人づくり課長（遠藤文彦君） よろしくお願いいたします。

議案第 69 号、可児市多文化共生センターの指定管理者の指定についての議案でございます。

まず、この施設についてでございますが、所在地は下恵土 1185 の 7 の新可児駅の西側になります。

設置目的は、多様な文化を背景に持つ市民の交流を促進し、文化や習慣の相互理解を深め、ともに安心して生きられる地域社会の形成に資するというところでございます。

建物は鉄骨づくりの平家建てで、床面積 474.25 平米、3 つの研修室と資料室、多目的室、配膳室、ロビー、事務所などを有しております。

利用実績としましては、平成 27 年度に 3 万 4,020 人、平成 28 年度は 3 万 3,728 人が利用しております。

ここで行っていただく業務でございますが、7 つございます。まず事業の運営として、1 つ目に、生活情報・国際情報等の提供に関する業務。それから 2 番目に、日本語の学習の支援に関する業務。3 番目に、外国人の相談に関する業務。4 番目に、市民が交流するコミュニティスペースの提供に関する業務でございます。また、管理業務に至っては、センターの使用の許可に関する業務、それからセンターの施設及び設備の維持・管理に関する業務、その他のセンターの設置の目的を達成するために必要な業務のうち、市長の権限に属するものを除く業務でございます。

指定管理の期間でございますが、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日の 5 年間となります。

2 番にあります公募でございますけど、平成 29 年 8 月に、広報「かに」と、それから可児市ホームページで平成 29 年 8 月 15 日から 9 月 14 日にわたりまして募集しました。1 団体の応募がございました。

3番の指定管理者の名称でございますけど、その指定管理者の名称は特定非営利活動法人可児市国際交流協会でございます。

この団体は、沿革にもありますように、平成12年に設立以来、平成20年に特定非営利活動法人の法人格を取得しまして、平成20年度から平成24年度までの5年間及び平成25年度から平成29年度までの5年間の2期10年にわたり、可児市多文化共生センターの指定管理者に指定されております。特に外国人の子弟の就学支援には積極的な事業を展開されております。また、これまでも指定管理期間の中でモニタリングを行っておりますが、モニタリング結果につきましても、平成27年度、平成28年度ともにAという評価をいたしております。

指定管理料は、上限額となります1,880万円でございます。

また、最後、4番のその他にありますように、10月20日に可児市指定管理者選定委員会において指定管理者の候補者団体として選定されております。

資料の裏面、2ページに、その選定の採点の結果が書いてございます。委員会選定候補者の平均で79.6点ということで、ほぼ80点、60点以上が及第点という設定でございますので、十分に満たしていると考えられます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（高木将延君） これより議案第69号についての質疑を行います。

質疑のある方、ございませんでしょうか。

○委員（酒井正司君） 指定管理料ですが、これの算出に当たって、国別の変化、例えば最近フィリピンの方が多いとか、あるいは人数の予測ですね。この辺はどういうふうに積み上げられたのか、ちょっとお聞かせください。

○人づくり課長（遠藤文彦君） リーマンショックまでは非常にブラジル人が多かったわけなんですけど、それ以降、フィリピン人が非常に増加してまいりました。ブラジル人をフィリピン人が抜かすというような事態になっております。現在も人口は若干ふえており、現在が6,400人ほどになっております。このままいきますと、増加傾向が続くというような形を見ております。今回は、特に9月議会でもお話ししましたけど、フィリピン人の相談員を1人つけるということで、この金額にさせていただいております。以上でございます。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑のある方、ございませんでしょうか。

○委員（大平伸二君） 指定管理者の行う業務の中で、センターの施設及び整備の維持管理に関する業務って、施設とか設備、どの辺までをやられるの。改修工事等は含まれないんですよね、たしか。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 改修工事はこちらには含まれません。ここでいいますのは、施設管理と設備管理ですね。設備の監視や備品の管理、清掃業務、こういったものになります。以上です。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑のある方。

○委員（大平伸二君） 応募なんですけど、1団体ということで、問い合わせもなかったんで

すか。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 問い合わせは2件ほどございましたが、結果として応募されたのは1団体だったということです。以上でございます。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑のある方、ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑をこれにて終了いたしたいと思います。

続いて討論を行います。

討論のある方、ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議案第69号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第69号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第72号 市道路線の廃止についてと議案第73号 市道路線の認定については一括議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○管理用地課長（田中正規君） それでは、議案第72号 市道路線の廃止についてと議案第73号 市道路線の認定について、関連がございますので一括して御説明させていただきます。

資料としましては、議案配付資料の1番の議案の60ページと61ページ、4番の提出議案説明書の6ページ、あと5番の市道路線の廃止位置図と6番の認定位置図をごらんいただきたいと思っております。

今回の市道路線の廃止と認定は、可児駅東自由通路の設置に伴いまして、名鉄新可児駅北側のJR今広踏切と、あと名鉄日本ライン12号踏切の廃止に関連しまして、踏切部分の市道認定を廃止する予定のものでございます。

議案配付資料6番の提出議案説明書の6ページをごらんください。

議案第72号、市道10号線の廃止と議案第73号の市道10号線の認定ですけれども、先ほどの配付資料、位置図の5番の廃止位置図と6番の認定位置図をあわせてごらんください。

図の右側のJR可児駅の上が踏切になっておりますけれども、この踏切につきまして、市道10号線を踏切廃止の影響によりまして踏切手前で終点にしますので、一旦市道10号線を廃止しました後、踏切を含めた東側の延長を135メートルほど短くして再認定するものでございます。踏切までで終わりという形になっております。

続きまして、議案第73号の市道5399号線の認定ですが、こちらも配付資料5番の廃止位

置図と 6 番の認定位置図をあわせてごらんください。

市道 5399 号線は、市道 10 号線の先ほど延長を短くした部分ですね、これのうち、踏切部分を除きまして、100 メートルほどを東側に新たに認定するものでございます。再度認定します市道 10 号線と新たに認定する市道 5399 号線を合わせますと、一連のもともとあった市道から踏切部分が除かれるという形の認定になるものでございます。

今回の廃止と認定は、議決をいただいた後に、名鉄と J R 東海の踏切廃止の日程に合わせて来年平成 30 年 3 月に行う予定でございます。以上でございます。

○委員長（高木将延君） これより議案第 72 号と議案第 73 号についての質疑を行います。

質疑のある方、ございませんでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 廃止される踏切について教えてください。今広踏切というのは 5399 号、新認定の部分のそこにつながっている部分ですね。それはわかりましたが、12 号線踏切とおっしゃったんですか、もう一つの踏切、それはどこにあるんでしょうか。

○管理用地課長（田中正規君） 名鉄のほうの踏切が名鉄日本ライン 12 号踏切で、J R 東海のほうが J R 今広踏切ということで、連担してあるものです。

○委員長（高木将延君） ほかに質疑のある方、ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、これにて質疑を終了いたしたいと思います。

続いて討論を行います。

討論のある方、ございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これにて討論を終了いたします。

これより議案第 72 号 市道路線の廃止についてと議案第 73 号 市道路線の認定についてを一括採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員でございます。よって、議案第 72 号と議案第 73 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

それでは、お諮りいたします。

本日審査いたしました議案に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

ここで暫時休憩いたします。執行部の方はありがとうございます。

休憩 午前 11 時 28 分

○委員長（高木将延君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告事項、可児市水道整備基本計画の改訂についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○水道課長（古山秀晃君） それでは、可児市水道整備基本計画の改訂について報告させていただきます。

資料番号4の資料をごらんください。

水道課では、平成 27 年 3 月に改訂した水道ビジョンを実現するため、いろいろな事業を行っておりますが、配水池やポンプ場及び水道管などの将来的な整備構想を定めるのが水道整備基本計画であります。

水道整備基本計画は、これまで平成 16 年に策定されておりましたが、当時はまだ人口増加の盛んな時期でありまして、これに合わせて水道施設も大規模化を進めることを基準としておりました。しかし、可児市水道ビジョンにもありますように、今後は人口減少も予測されるようになり、水道施設につきましても、将来に向け、過剰投資を避けた根本的な整備計画の見直しが必要となってきました。このため、一昨年度より予算をいただいて整備計画の見直しを進めてまいりました。

見直しでは、必要な事業の洗い出しを行い、資料の中段にありますように、主に7つの事業を検討しております。

上から、まず施設耐震化事業ですが、これは配水池やポンプ場の耐震化の事業のことでありまして、平成 30 年度までには工業団地ポンプ場を除く全ての施設の耐震化を完了しようとするものであります。

次に、基幹管路耐震化事業であります。これは送水管やメイン配水管の一部を基幹管路と位置づけて、これらの管路の耐震化を早期に実現しようとするものでありまして、平成 24 年度に作成した耐震化計画を踏襲し、平成 43 年度完了を目指すものであります。

その下、配水ブロック統廃合事業ですが、これは配水池やポンプ場の配置を見直し、統廃合することで施設数を減らすことにより、将来的な維持管理費の削減に努めるものであります。現在は、鳩吹台配水池と虹ヶ丘配水池を統合して一つとし、鳩吹台配水池を廃止する事業を行っていますが、今後は松伏配水池を廃止、緑ヶ丘配水池の廃止も検討していきます。なお、耐震化されていない工業団地ポンプ場は、坂戸にある第2低区配水場の中に移転し、現施設の廃止も検討しております。

次に、管網補間事業ですが、これは計画的に水道管を新設する、または増強するもので、二野大森線開通に合わせて二野工業団地向けの配水管を新設するといったようなものであります。原則、水道管の計画的な新設は行っておりませんが、必要最小限のものについては事業計画として取り込む予定であります。

老朽管面整備事業ですが、これは老朽化が進み、耐震性が低く、漏水しやすい塩化ビニール管路線を面的規模で更新するもので、これまで清水ヶ丘や長坂団地などを行ってきましたが、残る桜ヶ丘地区の更新を引き続き行っていくものであります。また、老朽化が進み、赤水の発生が危惧される愛岐ヶ丘、緑、緑ヶ丘団地についても対象として検討しております。

次に、管路更新事業ですが、これは耐用年数が過ぎた水道管を順次更新していくものであります。老朽管面整備事業も基本的に同じような目的となりますが、特に漏水や水質劣化の可能性の高い管網を抽出したのとなっております。

水道管は、耐震性の有無にかかわらず、いずれ老朽化します。資料の下のほうにありますように、減価償却基準の 40 年の耐用年数よりは長く使えますが、厚生労働省が実例に基づき調べた基準では、铸铁管であっても 80 年ぐらいが限度と言われております。このことは、長い目で見れば、市内全ての水道管約 680 キロを 80 年間で更新していかなければ健全な管路を維持できないということでもあります。平均化しますと、長さで年 8 キロ強、事業費で約 7 億円の事業費が必要との試算もある中、先日の平成 29 年 10 月 20 日にも今地区で布設後 45 年の铸铁管が自然漏水事故を発生しておりまして、管路の更新を適切に行う必要を痛感したところであります。将来的には最も大きな課題となると思われまますので、これについても検討しております。

最後の施設更新事業ですが、これは中央監視システムや配水池、ポンプ場にある電気・機械設備等の更新事業であります。電気・機械設備は実使用年数が 20 年程度でありますので、小まめな点検・整備と更新が必要となります。

以上、整備基本計画の見直しに当たり検討している事業を説明させていただきましたが、財政計画との調整を図りながら今年度中には改訂をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、この計画をもとにしました中長期収支計画も同時に更新する予定であります。以上です。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方、ございませんでしょうか。

○委員（酒井正司君） インフラの維持管理ということになるわけですが、一番心配するのは、長期的にどれぐらいお金を準備し、どれぐらいかかるかということなんですが、この中で中・長期の経営戦略もつくられるということですが、現時点で大幅な変更といいますか、基金の積み立てスピードと必要額の関係ですね。

それと、具体的な計画の中で位置の特定、例えば管の、どこにどういう種類の管が入って、どのような長さだよとか、そのような具体的な特定した計画まで示されるのでしょうか。

○水道課長（古山秀晃君） 御質問のまず収支的な話でございますけれども、これにつきましては、今の計画で当然財政との調整も図りながらということで、正確な数字は現在確実に固まってはいませんけれども、向こう 10 年間ぐらいは今の料金がこのままでもいけるんじゃないかということで、20 年ぐらいは何とかという形におよそなっておりますので、その後、

またこれは 10 年単位ぐらいで見直していくべきものだと思いますので、現状では何とかなるんじゃないかというふうに思っております。

もう一個の管路、どこをどうなぶるかというのでございますけど、これも当然この事業、今回は口頭でこのような説明にはなっておりますけれども、その整備計画におきましては、市内全部を、管路も全部、延長もはかり、どこどこをどうするというようなことも検討しまして、図面化をして、ここら辺を直していきましょうというような案をつくっております。なので、説明はしませんでしたけれども、当然人口が減っていくというようなことも予想しておりますので、今太過ぎる管は、ちょっと小さ目でも大丈夫だということで、ダウンサイジングというようなことも考えながら検討した、地域全体を、可児市全体の管路を一つ一つ洗い出してやっております。以上です。

○水道部長（丹羽克爾君） 今、まず収支のお話をさせていただいたと思いますけれども、前提といたしまして、県水の受水費については現状のレベルでということが当然前提でございますので、その辺、よろしく願いいたします。

○委員長（高木将延君） そのほか、質疑ございませんでしょうか。

よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにてこの議題に関しては終了いたしたいと思えます。

続きまして、新法 地域未来投資促進法による条例改正（案）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○経済政策課長（高井美樹君） よろしく願いいたします。

資料 5 をお開きください。

資料 5 の項目 3 番の③条例の改正とあるすぐ下の黒ポツのすぐ下にあります。

今回、3月に条例改正をお願いいたしますのが、可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例というものを3月に改正をお願いしたいというところに向けまして、現時点で準備しておりますものについて御報告を申し上げます。

では、1番のほうに戻っていただきまして、一番冒頭に新法地域未来投資促進法というような少し大層な名前がついてございますけれども、これは1番に書いてありますとおり、現行の企業立地促進法というものから地域未来投資促進法というものになるものでございます。法律名がまるきり変わるというものでございますが、中身につきましては、企業立地促進法にあるものを残し、そこに新たにいろいろなものを追加していくという法律の改正でございます。ですので、新法と言いつつも前の法律をそのまま生かしながら新たな考え方をつけ加えていくというものに対して、市の条例改正が必要になっていくというものでございます。

2番、法律改正ですね、この地域未来投資促進法というものになることによってどんなものが大きくつけ加えられたかというところでございますけれども、1番に、目的に地域特性

を生かすというものが追加されたということです。今までの企業立地促進法につきましては、全国的などちらかという製造業を中心とした工業ですね、こういったものを想定した法律でございましたけれども、観光であったり、航空機産業であったり、地域の特性を生かした成長をしている地域が出てきていると。そんなような取り組みを後押しする法律ということで、つけ加えられてきたものでございます。

主に②番ですね、対象の分野や業種が拡大したということで、工業分野だけではなく地域経済の稼ぐ力の好循環を後押ししようというものでございまして、例えば第4次産業革命にかかわるものであったり、航空機関連であったり、地域特産の6次産業、観光とか文化財を活用したもの、そういったものを法律で後押ししていこうというのが具体的につけ加えられたものでございます。

さらに、大きなものとしまして③番ですね、支援措置に新たに土地利用に関する調整というのが追加されましたよというところでございます。これは、3番のポツの下側にありますけれども、規制特例措置によって農地転用許可や緑地緩和ができますということで、この土地利用調整に関する部分については、当時、農地転用許可の部分というのがなぜか経済産業系の地域未来投資促進法の中に新たにつけ加えられたというのが大きなものであったかなあというふうに思われます。それともう一つは、今までどおり、人的、財政、金融、税制、そういった支援措置が中にありましたけれども、そういったものをさらに拡大して設備投資を促していこうというようなことになっております。

3番に参ります。

この法律の改正に伴ってどういった対応が今発生しているか、今後発生するかというところでございますけれども、①番、県の基本計画がこの法律改正に伴ってされています。まだ県のほうは現在策定中でございまして、12月中には国の同意を受けて、受けたと同時に計画を公表するというような手順で動いておられますけれども、今回、可児市は今まで企業立地促進法においては中濃圏域に位置づけられておりましたけれども、今回の法律改正に伴って、東濃クロスエリア、6市1町ですね、可児市、御嵩町から多治見市の向こう、東側ですね、今でいう東美濃になりますけれども、こちらのほうのエリアのほうに圏域が変更されます。

それから②番です。促進区域、重点促進区域、それから新たに土地利用調整区域というのが設定されるということでございます。

促進区域については、現計画でも可児市全域が設定されておりますので、それは横流しする形で同じように設定をされます。

重点促進区域につきましては、現行、可児市の工業団地の一部が入っておりますけど、これの全域を設定するというところでございます。

あと、土地利用調整区域については、新しい法律で出てきたものでございまして、重点区域の設定、土地利用調整区域の設定ということで、こういったものに取り組む場合は県と協議して進めていくというところでございます。

この上記2点については、県の計画の中に位置づけられて、市として動けるというところになってまいります。

最後ですけど、市のほうでまず当面とるべきは条例の改正というところでございます、丸ポツのとおり上位法改正に伴う文言修正ということで、法律名が変わったので、これにプラス条が変わったということで条が変わるといようなものと、先ほど申しあげましたとおり、重点区域の対象区域が、可児市の工業団地の一部が全域緑地緩和の区域に変更というふうなふうで条例改正のほうを3月に上程したいという準備をしておるといところでございます。以上です。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方、ございませんでしょうか。

○委員（伊藤健二君） ちょっと教えてほしいんです。

第4次産業革命というやつが出てきていますが、第3次というのはいつごろの何で、第4次というのはそれとどういうふうになんか違うのかという点。

あと、これは蛇足ですが、地域産品の6次産業って6次産業化のことですよ、6次産業のほうは。

ということで、6次のほうはまあいいです。第4次のほうの中身をちょっと。何がウエートを占めているのか知りたいんです。お願いします。

○経済政策課長（高井美樹君） お答えいたします。

第4次産業革命といいますのは、今でいうI o Tですね、インターネットと物がつながる、それからAI、人工知能ですね、そういったものが主に中心となっております。こういったものを導入する企業に対しての、投資に対しての財政的措置であったり金融的な措置をするというふうなところが入っているということです。

○委員長（高木将延君） よろしかったですか。

○委員（伊藤健二君） ありがとうございます。

もう一つ、工業団地の一部から全域を緑地緩和ということは、25%ぐらいでしたかね、これまでは。それが完全になくなって、工業団地、指定区域内が基本的には全域免除されるということになるんです。何がどのレベルで変わるか。

○経済政策課長（高井美樹君） 実はもう既に工業団地というのは工業団地の特例というのがありまして、緑地については相当な緩和がされてきているということでございます。

現行法の中で重点に入っていますのは、工業団地の高度化組合以外のオークマ株式会社であったり、三菱電機株式会社であったり、あるいは大企業エリアのほうですね。あちらのほうについては、既に緑地の緩和が100分の5というふうな緩和されています。あと、中小企業のところが100分の、ちょっとそこが少し今わからないですけど、そこを同じような形で合わせるといことで、今回、県のほうの計画の中でそれを入れ込んで、条例のほうでそれを担保するという考え方になります。

○委員（伊藤健二君） ということは、5%確保すればオーケーだよということになるんです

ね。

○経済政策課長（高井美樹君） はい、100分の5ということになりますけれども、既に当地区については地区計画で緑地の場所、エリアが外周ですね、各中小企業のいわゆる国道248号線バイパスから見える左側の森の部分であったりとか、そういった部分が既にエリアの中で担保されています。なので、外周については、もう緑地は確保が完全にされているので、ほとんどその緑地緩和で、今回、中小企業のエリア群ですね、坂を上っていく途中の右側・左側にあるところについては、会社の敷地内にあります、例えば松が1本植わっているとか、ちょっと駐車場用に芝生が少し植わっているとか、そういったところの部分が少し有効活用できるようになるというような物の考え方になります。なので、自社の用地内だけの話で、外向きには全く影響がないというような考え方です。

○委員長（高木将延君） そのほか、質疑のある方はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにてこの議題は終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

○委員長（高木将延君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、リニア中央新幹線の進捗状況についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（田上元一君） では、リニア中央新幹線の進捗状況について御説明をいたします。

この件につきましては、おおむね半年に1回というペースで本委員会のほうで御報告をしてきたところでございますので、6月の委員会以降の状況について本日は御説明をさせていただきたいと思っております。

資料番号6のほうをごらんいただきたいと思っております。

資料としては、通してになります、2種類ということになります。最初の2枚がリニア中央新幹線事業動向一覧ということで、これまでの委員会で提出をいたしました資料の追記分ということになります。それから最後の1枚につきましては、大森地区、大萱地区、それぞれの動きを裏表でまとめたものでございます。

まず、リニア中央新幹線事業動向一覧ということでごらんをいただきたいと思っております。

これにつきましては、縦軸のほうはJR東海及び国・県の動き、そして市の動きや考えをまとめ、それから横については時間軸で各項目のほうを取りまとめております。

前回、平成29年6月15日の建設市民委員会以降の動きにつきましては、2枚目の下段のほうになります。

大森地区につきましては、土地売買までの動きということで、JR東海において埋蔵文化

財の調査を行ったということ。それから、県に対して保安林解除の申請を行った。それから、9月議会におきまして土地売買の議決をいただきました後に建設工事の契約手続を、これは工事請負業者の公募を開始したということでございますけれども、11月1日付で行ったことなどが大きな動きでございます。

それから大萱地区につきましては、リニア中央新幹線に係る騒音の類型指定のための現地調査を行ったことなどが大きな動きでございます。ちなみに、この類型指定に係る県主催の説明会が、昨晚、久々利公民館で行われたところでございますので、申し添えたいと存じます。

動向一覧については以上でございます。

では、1枚はねていただきまして、大森地区の状況について御説明をさせていただきたいと思っております。

動向一覧でも御説明をいたしました。非常口設置に伴います土地売買と、それに引き続いての工事に係る施行業者の公募開始というところまで進んでおります。

今後の予定といたしましては、工事の請負業者は今年度末ごろに決定をする予定でございます。その後、請負業者並びにJR東海において工事の実施計画でありますとか環境保全計画を作成いたしまして、地元への工事説明会を行った後に、保安林解除手続を経て本体工事へと進めていくというふうにお聞きをいたしております。

なお、管理用道路の新設区間の築造工事につきましては、地元企業への受注機会を拡大するというので、本体工事から切り離して、費用をJR東海が全額負担する上において可児市発注事業とするということで予定をいたしております。これにつきましては先般の予算決算委員会において補正予算をお願いしたところでございます。

大森地区につきましては、いよいよ工事の実施段階に入っておりますので、地元の方々が不安になることがないように丁寧な説明を心がけることと慎重に事業を進めていくようにJR東海のほうには強く求めていきたいというふうに思っております。また、我々、それから県当局とは連携を密にしながら、いろいろな事業のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

裏面のほうが大萱地区ということになります。

大萱地区につきましては、状況としては余り変わらないということでございますが、リニアの対策委員会とJR東海との間で協議会ということで継続して話し合いが行われておりますが、現在の状況としてはまだまだ意見が折り合わないで平行線が続いているという状況でございます。

事務局といたしましては、引き続き地元のほうにお邪魔をいたしまして、我々が知り得る状況をきちんと地元のほうに情報提供をするということと、それから地元の皆さんが納得できるような状況をつくれるようにJR東海に働きかけるなど、粘り強く行っていくというふうに考えているところでございます。

状況としては以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（伊藤健二君） 大萱の経過報告の中で、平成29年6月15日以降の追記分の冒頭にあります5月17日、県庁での対応についての記載があります。もともとこういうことは異常なことだというふうに私は認識するんですけど、大萱組の住民との議論を尽くすようにということで県が言う。JR東海のほうとしては、議論を尽くさずに終わってしまおうというような状況があったのかなあというふうにこの文面からは想像しますが、どちらにしても議論を尽くしていただくということは必要だと思って、県がそういうことを申し入れたというのは大変重要なことだと思って見えています。

その上で、この後に書いてある、今御説明があった折り合わず平行線ということですが、今、集中的に何度かこの話し合いを持たれていますけど、今折り合わず平行線となっている論点はどういうことなのかということについて、同席している市として知ってみえると思うので、ちょっと具体的に上げていただきたいと思います。お願いします。

○都市計画課長（田上元一君） 現在、大萱組としては、組を中心に対策委員会というのをつくって、リニア中央新幹線の問題について、県、それから市とともにJR東海とお話し合いをさせていただいておりますが、地元の方々の考えとしては、まずはリニア中央新幹線の計画そのものにまだまだ十分納得がいていないということでもあります。

仮に大萱地区を走行するに当たっては、地下化を求めたいということを引き続きおっしゃっていらっしゃいます。ですが、既に国の事業認可がおり、地上走行ということが国の事業として認められ、推進が図られている状況でございますので、そのまず入り口のところで、地上走行、それから地下化というところで折り合いがついていないと。当然ながらそれまでのいろんな流れはあるかと思いますが、仮に地上化を認めるに当たったらどうなるんだというところまではまだ至っていないというのが現状だというふうに認識をいたしております。以上です。

○委員（伊藤健二君） 以前、議会への要請もあった経過もあることなので、いわゆる大萱組の墓地、共同墓地ではないんですかね。いわゆるもともとの組のお墓ということで、先祖代々の墓については一切手を触れるなという言い分があるという話でしたが、それは地上走行が固まったと、確定したと、住民との関係で、という話にならない限りはそれがテーマにならないのかもしれませんが、それも今は話し合いのテーマには乗っているんですか。墓の問題です。お願いします。

○都市計画課長（田上元一君） 最初に地元でJR東海が入られて幾つかの論点で説明をした中に、お墓の問題というのも当然ございました。しかし、各論までは入っていないというのが正直なところであります。

地元としては、お墓があって、そこを地上走行で通ると。当然ながらJR東海としては用地の取得をとというふうに考えてございますので、そうなった場合にどうなっていくんだというのが恐らく各論だと思いますが、まだその地上走行というところまでを認めていない以上、

そういう問題があるということについては、JR東海、それから地元、それぞれが認識をしておりますが、その各論として、じゃあそれをどうしていくのだということまで入っていないというのが現状だというふうに認識をしています。

○委員長（高木将延君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件についてはこれで終了いたします。

済みません、ここでちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後0時02分

○委員長（高木将延君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項、可児市空家等対策計画（案）に係るパブリックコメントの結果及び計画の確定・公表についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○施設住宅課長（吉田順彦君） 資料ナンバー7、可児市空家等対策計画（案）に係るパブリックコメントの結果及び計画の確定・公表について御説明いたします。

平成29年9月の建設市民委員会で説明いたしました可児市空家等対策計画（案）につきまして、広報「かに」10月号及びホームページでパブリックコメントを募集しました。期間内に提出されました意見は1件で、4項目ございました。どの項目につきましても、計画案を修正するような御意見ではなく、計画案を実施していく上での提案でしたので、お手元の資料のとおり回答いたしました。1番から3番につきましては、御提案をそのまま実施する旨の回答でございます。4番につきましては、西可児地区を学生のまちとするようなまちづくりは進めていない旨を回答の上、名城大学が移転した理由についての考え、岐阜医療科学大学を誘致した目的を説明し、その後の考えを示した回答としております。

その後、内部手続としましては、平成29年11月22日の庁議のほうで報告いたしまして、そこで出た意見を踏まえた回答として、内部決裁後、11月30日にホームページでこの回答のほうを公表しております。その後、今回のパブリックコメントでは提出意見は計画を実施していく上での提案であったため、前回の建設市民委員会で説明しました計画原案どおりで可児市空家等対策計画を確定するということにいたしました。そして、本日の建設市民委員会、それと可児市空き家等対策協議会の委員に御報告の上で、ホームページで計画のほうを公表する予定をしております。以上でございます。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方、ございませんでしょうか。

よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、これにてこの件は終了いたします。

続きまして、可児市市営住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○施設住宅課長（吉田順彦君） 資料ナンバー 8、可児市市営住宅管理条例の一部改正について御説明いたします。

第 7 次地方分権一括法の成立に伴いまして、公営住宅法、同法施行令、同法施行規則が一部改正されました。この改正に伴い、可児市市営住宅管理条例の一部改正を行います。

公営住宅の入居者は、毎年度、翌年度の家賃を決めるために前年の収入を市長のほうに申告しなければならないことが条例に明記してあります。これは法の規定によるもので、申告しない場合のペナルティーも定められております。

今回の法改正で、認知症患者等の公営住宅入居者が収入の申告をすることが困難な場合に、事業主体のほうで官公署で閲覧により把握した収入で家賃決定ができるように、収入申告義務が緩和されました。これに伴い、条例に緩和措置に関することの一文を加えます。また、それ以外にも、公営住宅法、施行令、施行規則の改正に伴いまして、引用条項にずれが生じたので、その部分の改正も行います。

今後の予定でございますが、3月議会に条例案を上程しまして、平成 30 年 4 月 1 日施行で考えております。以上でございます。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方、ございませんでしょうか。

よろしかったですか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、これにてこの件は終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時 07 分

再開 午後 0 時 08 分

○委員長（高木将延君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、協議事項、議会報告会のテーマについてを議題といたします。

まず、11 月の議会報告会でいただいた意見の中で、当委員会所管の内容について、今後取り上げて調査・検討していく課題についての御意見をお願いいたしたいと思っております。

資料ナンバーとしましては、資料ナンバー 9 のほうで建設市民委員会所管の意見ということでまとめていただいております。

今回、テーマが公民館のコミュニティセンター化ということで、コミュニティセンター化に伴う意見を 1 ページから 4 ページまでいただいております。この意見のほとんどが、やはり市民への周知がされていないというようなことでしたので、これに関しましては定例会前に開会いたしました委員会のほうで執行部から説明をいただいております。

5 ページ、6 ページのそのほかの意見について、いろいろと市民の皆様から意見をいただ

いておりますが、いただいた意見の中で今後建設市民委員会として取り組んでいくべきであろうという事案がございましたら、ここで発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（川上文浩君） ざっと見させていただいて、新たに今やっている所管事務の中に加えようというものは、私はありませんでした。

○委員長（高木将延君） そのほか、意見ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、地区センター化についてということに関しましては、所管事務調査でやっておりますので、これは引き続きまた研究していくということで、あとそのほかの意見に関しましては、所管事務調査に加えてまでやる事例はなかったということでまとめたいと思います。

○委員（川上文浩君） つけ加えると、もう既に所管事務の中に入っている部分が多いので、新たにというところだとないという。今までの所管事務調査の中で十分対応できるものかなあということ。

○委員長（高木将延君） そうですね。今までの所管事務調査の中で対応していくということで進めていきたいと思います。

もう一点、次回の春の議会報告会での意見交換のテーマについて、各委員会で検討してほしいということで依頼を受けております。来年の春ですので、まだ時間はある話ではございますが、今の時点で何か次の議会報告会のテーマにしたいものというのがありましたら、御意見を。

○委員（川上文浩君） テーマではありませんが、来春は桜ヶ丘が予定に入っておりますので、きょうのことが多分、大分中でやられているので、こういうふうな。ちょっとよく調べていったほうが良いと思う。それだけです。

○委員長（高木将延君） ほかに御意見ございますか。

〔挙手する者なし〕

太陽光発電施設の件につきましては、当委員会のほうでもまたいろいろと調査していきたいと思っております。3月議会でもまだテーマは間に合いますので、そのあたりも考えていただきながら行っていただければと思います。

そのほか、委員の方から委員会に対して意見等ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

なければ、以上で本日の建設市民委員会を終了したいと思います。皆さん、お疲れさまでございました。

閉会 午後0時12分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 12 月 13 日